

赤井川村地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

赤井川村防災会議

赤井川村

〔目 次〕

資 料 編

【地域防災計画関係資料】	1
第1 条例関係	1
資料1-1 赤井川村防災会議条例	1
資料1-2 赤井川村防災会議運営規程	3
資料1-3 赤井川村災害対策本部条例	4
資料1-4 赤井川村情報連絡施設設置条例	5
資料1-5 赤井川村情報連絡施設設置条例施行規則	6
資料1-6 赤井川村火入れに関する条例	9
資料1-7 赤井川村林野火災予防消防対策協議会構成機関	12
資料1-8 林野火災予防活動交付金要領	13
資料1-9 赤井川村罹災見舞条例	16
資料1-10 災害弔慰金の支給等に関する条例	18
資料1-11 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則	22
第2 防災組織	26
資料2-1 関係機関等の連絡先	26
資料2-2 災害応援協定	31
資料2-3 協力団体等	34
第3 災害履歴、気象、震度階級等	35
資料3-1 赤井川村災害履歴	35
資料3-2 気象等に関する警報・注意報発表基準	36
資料3-3 気象庁震度階級関連解説表	38
第4 災害危険区域等	42
資料4-1 重要水防箇所	42
資料4-2 土砂災害危険箇所等	43
資料4-3 山地災害危険地区	49
第5 通信・輸送	67
資料5-1 災害情報等報告取扱要領	67
資料5-2 災害時優先電話	76
資料5-3 緊急輸送道路	76
資料5-4 村道除雪区間一覧	77
資料5-5 村有車両の現況	78
資料5-6 ヘリコプター離着陸場	80
資料5-7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	82
資料5-8 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	87
第6 避難・救援・応急措置等	91
資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者	91
資料6-2 従事命令等の実施手続き	92
資料6-3 避難施設	96
資料6-4 浸水想定区域等における警戒避難体制	99

資料 6-5	土砂災害警戒区域における警戒避難体制	100
資料 6-6	医療機関	101
資料 6-7	救援物資集積拠点	102
資料 6-8	水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数	103
資料 6-9	廃棄物処理施設等	104
資料 6-10	火葬施設	104
第 7	復旧復興対策	105
資料 7-1	事業別国庫負担等一覧	105
資料 7-2	応急金融の概要	110
第 8	関係様式	123
資料 8-1	自衛隊の災害派遣要請	123
資料 8-2	自衛隊の災害派遣部隊撤収要請	124
資料 8-3	世帯構成員別被害状況	125
資料 8-4	物資購入（配分）計画表	125
資料 8-5	物資受払簿	126
資料 8-6	物資給与及び受領簿	126
資料 8-7	災害救助法関連様式	127

【地域防災計画関係資料】

第 1 条例関係

資料 1 - 1 赤井川村防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日
条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、赤井川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 赤井川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 副村長
 - (5) 教育長
 - (6) 北後志消防組合赤井川支署長、赤井川消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号の委員の定数はそれぞれ 1 名、1 名、1 名及び 2 名とする。
- 7 第 5 項第 7 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、赤井川村の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 赤井川村防災会議運営規程

〔 昭和 6 3 年 1 0 月 1 日
規程第 1 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 赤井川村防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）、災害対策基本法施行令（昭和 3 7 年政令第 2 8 6 号）及び赤井川村防災会議条例（昭和 3 7 年赤井川村条例第 1 6 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第 2 条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である赤井川村副村長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第 4 条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することはできない。

(常任委員)

第 5 条 委員のうちから若干人を常任委員とする。

2 常任委員は、会長が指名し、常任委員会を構成する。

(委員の異動報告)

第 6 条 赤井川村防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 7 号の委員が異動等により変更があつた場合は、当該委員の後任者、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、常任委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

資料 1 - 3 赤井川村災害対策本部条例

〔 昭和 37 年 12 月 25 日
条例第 17 号 〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、赤井川村災害対策本部（以下「本部」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 本部長は、必要を認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員、その他職員は、本部長が指名する。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

資料 1 - 4 赤井川村情報連絡施設設置条例

昭和 6 0 年 9 月 2 8 日
条例第 7 号

(設置の目的)

第 1 条 この条例は、赤井川村情報連絡施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び設置場所)

第 2 条 この施設の名称は、赤井川村情報連絡施設と称し、親局を赤井川村字赤井川 7 4 番地の 2、赤井川村役場庁舎内に設置するものとする。

(施設の構成)

第 3 条 この施設は 6 0 MHz 帯の超短波を用いる出力 1 0 W の送信施設を親局とし、農家等に設置する戸別受信機（以下、「子局」という。）と、災害時の避難場所等の集落に設置する屋外受信拡声装置（以下、「屋外子局」という。）の間で構成される単一通信方式とするものとする。

2 親局に接続される機能として遠隔制御による緊急一斉送信施設を、役場庁舎内及び消防支署に設置するものとする。

(区域)

第 4 条 この施設を使って無線放送を行う区域は、赤井川村全域とする。

(貸与)

第 5 条 子局の戸別受信施設は、村が無償貸与するものとする。

(受信者の義務)

第 6 条 子局の戸別受信施設は、受信者の責任において維持管理しなければならない。

2 受信者は、受信施設に異常を発見したとき、及び転出等の事由により受信施設の利用に移動が生じたときは、速やかにその旨を村長に報告しなければならない。

3 受信者の責により発生した受信施設の修復に要する費用は受信者の負担とする。

4 受信施設の修復等は、村長の指定する者以外は行うことができない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、情報連絡施設の管理運営に関し必要な事項は、別に村長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 2 年条例第 1 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の赤井川村情報連絡施設設置条例の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

資料 1 - 5 赤井川村情報連絡施設設置条例施行規則

昭和60年9月28日
規則第6号

(設置の目的)

第1条 この規則は、赤井川村情報連絡施設設置条例（昭和60年赤井川村条例第7号）第7条の規定に基づき情報連絡施設（以下「施設」という）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(通信の範囲)

第2条 この施設で通信できる範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡
- (2) 行政事務に関すること。
- (3) 営農指導に関すること。
- (4) その他、村長が必要と認める事項の伝達

(通信中断の周知)

第3条 村は、施設の故障その他により、前条の通信ができない場合は、速やかにその理由、期間その他必要と認められる事項住民等に周知するものとする。

(通信の種類)

第4条 この施設を利用しての通信は、緊急通信、平常通信及び臨時通信とする。

(通信の時間)

第5条 前条の通信は、次の時間に行うものとする。

- (1) 緊急通信は、必要に応じ随時とする。
- (2) 平常通信は、次の定時に行うものとする。
 - (ア) 朝の通信 午前8時45分から午前9時00分まで
 - (イ) 昼の通信 午後0時10分から午後0時25分まで
 - (ウ) 夜の通信 午後4時45分から午後5時00分まで
 - (エ) ミュージックチャイム 午前6時00分、正午、午後6時00分、午後9時00分とする。
 - (オ) 臨時通信 必要に応じ随時とする。

(通信日)

第6条 通信日は、次に掲げる日を除いた日とする。ただし、必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(子局の貸付範囲)

第7条 子局を貸付できる範囲は、赤井川村内に住所を有する世帯の世帯主、事業所及びこの施設の目的上、村長が必要と認めた者とする。

(貸付申込)

第8条 子局の貸付を受けようとする者は、赤井川村情報連絡施設子局貸付申請書(別記様式)を村長に提出するものとする。

(返還)

第9条 子局の貸付を受けている者が次に掲げる事項に該当することとなった場合は、直ちに子局を村長に返還しなければならない。

- (1) 転出するとき。
- (2) 故意にこの施設を妨害したとき。

(施設)

第10条 この施設において、「親局」、「遠隔制御局」、「子局」、「屋外支局」の管理は、村の責任において行うものとする。

(施設の保全)

第11条 受信施設の補修、又は取り替えを必要とするときは、当該加入者がその旨を村に届け出て指示を受けるものとする。

- 2 前項の補修、又は取り替えを行ったときの費用は、村が負担するものとする。ただし、当該子局の貸付を受けている者の責に帰すべきときは、当該加子局の貸付を受けている者の負担とする。

(協議会の設置)

第12条 赤井川村情報連絡施設の円滑な管理運営を図ることを目的として、赤井川村情報連絡施設運営協議会(以下「協議会」という)を置く。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる村内の関係機関及び団体の職員をもって構成し、村長がこれを委嘱する。
 - (1) 村長、副村長、総務課長、保健福祉課長、介護保険課長、産業課長、建設課長、出納課長、教育長
 - (2) 新おたる農業協同組合赤井川事業所長
 - (3) 北後志消防組合赤井川支署長
 - (4) 学識経験者
 - (5) 後志農業改良普及センター北後志支所長
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長1名、副会長1名を置き、会長は村長をもって充て、副会長は委員の互選とする。
- 5 会議は、会長が召集し議長となる。
- 6 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会に事務局を置き、事務局は総務課が担当する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年規則第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第22号）

この規則は、平成16年8月14日から施行する。

附 則（平成20年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の赤井川村情報連絡施設設置条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成28年規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別記様式 略

資料 1 - 6 赤井川村火入れに関する条例

昭和 59 年 5 月 26 日
条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、赤井川村の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する 7 日前までに、別紙様式第 1 号による申請書 1 通に、次の各号に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

(1) 火入れを行おうという土地（以下「火入地」という。）及びその周辺の現況並びに防火の設備の位置を示す見取り図

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が請負（委託）契約に基づき火入を行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入の実施を指導監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 村長は、当該申請に係る火入が次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入の目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼の恐れがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 村長は、火入の許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した別記様式第 2 号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 村長は、火入を不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第 5 条 村長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第 21 条の規定に基づき火入の差し止め又は火入の方法若しくは期日の変更その

他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入の許可の対象期間は、1件につき7日以内とする

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、3ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を3ヘクタール以下に区画し、その1区間に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、村長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けたもの(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を尊重に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入が終了したとき、又は火入の許可の対象期間を経過したときは、速やかに村長の火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入の現場において、直接火入の実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入に際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入をしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については7メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入に当たっては、1回の火入の面積に応じ、次のとおり火入の作業に従事するもの(以下、「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 1ヘクタールまでは15人以上

(2) 1ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積1ヘクタールにつき5名を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、刈払機、チェーンソー、消火器(水ばけつ等)等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

3 火入責任者は、火入の跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を

火入の現場から退去させてはならない。

(火入の方法)

第13条 火入は、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入は、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入の中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入の許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入を行うに当たっては村長及び北後志消防組合消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長への通知等)

第16条 村長は火入の許可を行った場合には、北後志消防組合消防長にその旨通知するものとする。

2 村長は、火入の許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実施調査をさせることができる。

3 村長は、必要と認めるときは、火入の際に当該職員を火入に立ち会わせることができる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

付 則

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

資料 1 - 7 赤井川村林野火災予消防対策協議会構成機関

関係機関	森林愛護組合
後志総合振興局	日ノ出 森林愛護組合
石狩森林管理署 明治赤井川森林事務所	中 央 森林愛護組合
余市警察署 赤井川駐在所	母 沢 森林愛護組合
北後志消防組合 赤井川支署	町 内 森林愛護組合
北後志消防組合 赤井川消防団	共 栄 森林愛護組合
新おたる農業協同組合	富 田 森林愛護組合
辻木材株式会社	一池田 森林愛護組合
株式会社 木村林業	二池田 森林愛護組合
株式会社 キロロアソシエイツ	旭 丘 森林愛護組合
ようてい森林組合	一 都 森林愛護組合
小樽山菜組合	二 都 森林愛護組合
余市山菜組合	落 合 森林愛護組合
森林保全巡視員	常 盤 森林愛護組合

資料 1 - 8 林野火災予防活動交付金要領

昭和56年11月2日
訓令第11号

第1 目的

林野火災発生予防に関し、住民・入林者への周知徹底を図るため、また林野火災予防対策実施要領に基づき、森林愛護組合の林野火災予防活動の実施を奨励するため、この要領を定めるところにより予算の範囲内で交付金を交付する。

第2 交付対象活動

交付の対象となる活動は、林野火災予防対策実施要領に定める実施期間中の予防対策のための次の活動とする。

- (1) 予防に関する周知・打合わせ会議等
- (2) 受持地域内の巡視
- (3) その他予防に関する活動

第3 活動実績書の提出

- 1 森林愛護組合長は、実施期間終了後、指定する日までに別記第1号様式の活動実績書を提出しなければならない。
- 2 活動実績書を指定する日までに提出しない組合には交付金を交付しない。

第4 交付金の交付基準

- (1) 会議割 1回 1,000円 2回を限度とする。
- (2) 巡視割 1人 400円 10人を限度とする。
- (3) 均等割 1組合 5,000円

第5 交付金の交付決定

- 1 交付金の額は、活動実績書の内容を審査し、対象となる活動に対して交付基準に基づき、算定し、決定する。
- 2 交付の額を決定した時は、当該森林愛護組合に別記第2号様式をもって通知するものとする。

第6 交付金の額の確定

- 1 森林愛護組合がこの交付金を受領した時に、この交付金の額は確定する。
- 2 特に確定通知は行わないものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、交付金の交付に必要なことは、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、交付の日から施行し、昭和56年度分から適用する。
- 2 この要領制定以前に提出された活動実績書は、この要領に定める実績書とみなす。

森林愛護組合林野火災予防活動実績

年 月 日

赤井川村長 様

森林愛護組合長 _____ 印

年における林野火災予防活動を、下記のとおり実施したので実績書を提出します。

記

- 1 組合員数 人
- 2 活動区域 村が指定した地区
- 3 活動実績
(1) 会議等

開催月日	主 な 議 題	場 所	経 費	備 考

(2) 巡視状況

月 日	巡 視 員 氏 名	巡視の箇所	指 導 した 事 項

資料 1 - 9 赤井川村罹災見舞条例

昭和49年3月16日
条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、赤井川村民の相互扶助の精神に基づき、火災、水害等によつて不測の災害を受けた村民を救済し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、赤井川村に住所を有するものとする。

(見舞金)

第3条 村は、第1条に規定する火災、水害等を受けた家屋の所有者に対し罹災見舞金を支給する。

(見舞金の額)

第4条 前条に規定する罹災見舞金の額は、別表に定める範囲内とする。

(支給制限)

第5条 罹災見舞金は、次に掲げる者には支給しない。

(1) 故意に又は重大な過失により、自ら損害を受けた者

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第4号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

別表

赤井川村罹災見舞金基準額表

	事由	金額
家屋	全壊、流失、埋没、火災等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	100,000円
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする割合で、当該家屋の価格の6/10以上の価格を減じたと認めたとき。	80,000円
	屋内、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価格を減じたと認めたとき。	50,000円
	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価格を減じたと認めたとき。	30,000円
非住宅	家屋の1/2とする。(車庫等は除く。)	

※ぼやに類する程度は除く。

資料 1-10 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月20日
条例第39号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の

規定にかかわらず、第1項の遺族のうち村長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかつたこと、その他の特別の事情があるため村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項で定める場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則 (平成4年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

資料 1-11 災害弔慰金の支給に関する条例施行規則

昭和49年12月23日
規則第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた村民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様

式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込み期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他村が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付け金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書(様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付け金を交付するものとする。

第11条 村長は、借受人が貸付け金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請書」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受け人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付け金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、すみやかにその旨を村長に氏名等変更届(様式第16号)を提出

しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

別記様式 略

第2 防災組織

資料2-1 関係機関等の連絡先

(令和4年3月1日現在)

1. 赤井川村・北後志消防組合

(1) 庁舎等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先
赤井川村役場	赤井川村字赤井川 74-2	0135-34-6211 (FAX 34-6644)
赤井川村商工会（観光協会）	赤井川村字赤井川 83-3	0135-34-6755 (FAX 34-6614)
北後志消防組合消防本部	余市町黒川町 6 丁目 25-2	0135-23-3759 (FAX 23-7811)
赤井川支署	赤井川村字赤井川 260-2	0135-34-6033 (FAX 34-6978)
赤井川消防団第二分団	赤井川村字都 112-2	

(2) 学校・要配慮者利用施設等

機 関 名	所 在 地	連 絡 先	備 考
赤井川小学校	赤井川村字赤井川 72	0135-34-6860	
都小学校	赤井川村字都 113	0135-34-6121	
赤井川中学校	赤井川村字赤井川 67	0135-34-6861	
デイサービスセンター	赤井川村字赤井川 318-1	0135-35-2000	定員 15 名／日
赤井川へき地保育所	赤井川村字赤井川 318-1	0135-34-6817	定員 40 名
グループホームアマランス	赤井川村字赤井川 409-1	0135-35-3789 0135-35-2788	1 号棟：定員 18 名 2 号棟：定員 18 名

2. 北海道

(1) 振興局等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	
後志総合振興局			
地域創生部地域政策課	倶知安町北1条東2丁目	代 表	0136-23-1300 (内線 2191)
		ダイヤルイン	0136-23-1345
		FAX 番号	0136-22-0948
小樽建設管理部事業室事業課	小樽市朝里川温泉2丁目745	0134-54-7670	
小樽建設管理部事業室治水課(防災係)	小樽市奥沢1丁目21-1	0134-25-2483	
保健環境部余市地域保健支所	余市町朝日町12	0135-23-3104	
産業振興部林務課(林務係)	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1381	
後志家畜保健衛生所	倶知安町旭15	0136-22-2010	
後志農業改良普及センター北後志支所	余市町朝日町11-1	0135-22-5135	
後志教育局(総務係)	倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階	0136-23-1976	

(2) 危機対策局

部名	局課名	グループ名	所 在 地	電 話 番 号		FAX 番号
				代表(内線)	ダイヤルイン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整 グループ	札幌市中央 区北3条西 6丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242
		防災 グループ		内線 22-552		
				内線 22-561		
	消防 グループ	内線 22-554		011-204-5008		
		内線 22-568				
	企画防災 グループ	内線 22-555		011-204-5009		
		内線 22-576				
危機対策局 原子力安全対策課	内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101			
	内線 22-861					
危機対策局	休日・夜間 (当直室)	内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402		

(3) 防災航空室

部名	課名	室名	所 在 地	電話番号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区栄町964番地	011-782-3233	011-782-3234

3. 北海道警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
北海道警察本部(警備課 災害係)	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110
札幌方面余市警察署	余市町朝日町27	0135-22-0110
赤井川駐在所	赤井川村字赤井川84-68	0135-34-6110

4. 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局小樽開発建設部 防災対策官	小樽市潮見台 1 丁目 15-5	0134-23-5119
小樽道路事務所	小樽市長橋 4 丁目 14-34	0134-22-9116
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451
北海道農政事務所	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8801
北海道森林管理局石狩森林管理署 明治赤井川森林事務所	赤井川村字都 113	0135-34-6263
札幌管区气象台	札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-6124
北海道労働局小樽労働基準監督署	小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎 3F	0138-33-7651
北海道運輸局札幌運輸支局(輸送・監査担当)	札幌市東区北 28 条東 1 丁目	011-731-7167
北海道財務局小樽出張所	小樽市港町 5-2	0134-23-4103
北海道地方環境事務所	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 3F	011-299-1950

5. 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574~2576
第 11 旅団長 (第 11 旅司令部)	第 3 部防衛班	札幌市南区真駒内 17 番地内	011-581-3191 内線 2136(当直 2300)

(2) 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
大湊地方総監	防衛部 3 室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号
北部航空方面隊司令	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第 2 航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

6. 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株)北海道支社総務人事部危機管理担当	札幌市中央区北2条西4丁目3	011-214-4000
赤井川郵便局	赤井川村字赤井川 84-26	0135-34-6600
都郵便局	赤井川村都 87-18	0135-34-6500
東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目2-4	011-212-4466
北海道電力(株) 送配電カンパニー余市ネットワークセンター	余市町大川町 13 丁目 1	0135-23-2161
日本赤十字社北海道支部赤井川村分区	赤井川村赤井川 74-2	0135-35-2050
日本放送協会札幌放送局	札幌市中央区大通西1丁目1	011-221-5077

7. 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
一般社団法人余市医師会	余市町黒川町 7 丁目 13 倫仁会 小嶋内科 (内)	0135-23-3232
後志歯科医師会	余市町大川町 8 丁目 40-1 医療法人社団 ねりあい歯科医院内	0135-23-2633
一般社団法人北海道LPガス協会小樽支部	小樽市稲穂 2 丁目 22-4	0134-25-2361
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北2条西7丁目 北海道社会福祉総合センター「かでの2・7」	011-241-3976

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
新おたる農業協同組合	仁木町北町 3 丁目 4-2	0135-32-2428
ようてい森林組合	京極町春日 170	0136-42-2211
北しりべし広域クリーンセンター	小樽市桃内 2 丁目 111-2	0134-28-3753
北後志衛生施設組合	余市町栄町 150	0135-22-4489
赤井川村商工会	赤井川村字赤井川 83-3	0135-34-6755
社会福祉法人赤井川村社会福祉協議会	赤井川村赤井川 318-1	0135-34-6068

9. 近隣市町村

市町村名	課名	係名	住所	電話番号	FAX 番号
余市町	地域協働推進課	防災係	余市町朝日町 26	0135-21-2142	0135-21-2144
古平町	企画課	防災対策係	古平町大字浜町 40-4	0135-42-2181	0135-42-3583
積丹町	総務課	主査	積丹町大字美国町字船潤 48-5	0135-44-2112	0135-44-2125
仁木町	企画課	情報防災係	仁木町西町 1 丁目 36-1	0135-32-3953	0135-32-2700

資料 2 - 2 災害応援協定

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

協定名	協定締結先	協定の概要
北海道広域消防相互応援協定 (平成 3 年 4 月 1 日)	北海道内の市町村 消防の一部事務組合	○陸上応援（消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊） ○航空応援（航空隊による応援）
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成 8 年 6 月 25 日)	北海道 北海道内の市町村 消防の一部事務組合	○消防防災業務 ○災害応急対策活動 ○救急活動 ○救助活動 ○火災防御活動 ○その他の防災活動
日本水道協会北海道支部道央地区協議会災害時相互応援に関する協定 (平成 11 年 1 月 1 日)	北海道地方支部 道央地区	○応急給水作業 ○応急復旧作業 ○応急復旧用資機材の提供 ○工事業者のあっせん ○その他
災害等の発生時における赤井川村と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 (平成 23 年 8 月 10 日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	○被災場所における L P ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ○被災場所における応急措置及び復旧工事 ○避難場所等への L P ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ○ L P ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ○大規模災害現場における L P ガス設備の撤去等の安全対策
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 (平成 23 年 12 月 6 日)	北海道コカ・コーラボトリング(株)	○電光掲示板による行政情報、災害情報、気象情報等の提供 ○災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
災害時協力協定書 (平成 24 年 10 月 1 日)	一般社団法人北海道電気保安協会	○公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動 ○公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 (平成 24 年 12 月 1 日)	(株)共成レンテム	○保有機材の優先供給及び運搬に対する協力

協定名	協定締結先	協定の概要
災害時の応援に関する協定 (平成26年3月28日)	財務省北海道財務局 北海道 北海道内の市町村	○避難施設運営補助 ○災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 ○有価物の分別等作業 ○り災証明書申請受付及び発行に関する事務 ○り災建物判定にかかる現地調査補助 ○災害応急対策に関する事務及び作業
大規模災害時等の連携に関する協定書 (平成27年1月23日)	陸上自衛隊第11旅団第11特科隊 小樽市・積丹町・古平町・仁木町・余市町	○相互に連携し、迅速かつ絵かつに災害応急対策を行い、住民の安全を確保
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成27年3月31日)	北海道 道内179市町村	○食料、生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供 ○被災者の救出、医療及び防疫等に関する提供 ○災害応急対策活動に必要な職員の派遣
災害発生時における赤井川村内郵便局と赤井川村との協力に関する協定 (平成27年6月17日)	赤井川村内郵便局	○情報の相互交換 ○広報活動
災害時等における緊急・救援輸送に関する協定書 (平成28年3月28日)	札幌地区トラック協会北後志支部 積丹町・古平町・仁木町・余市町	○必要な物資の緊急・救援輸送に関する提供
災害時における協力体制に関する協定書 (平成29年9月13日)	キロロホールディングス(株) (株)キロロホテルズ (株)キロロアソシエイツ	○避難所として、施設及び敷地の提供 ○避難者に対する飲料水、食事及び寝具の提供 ○復旧活動におけるホテル施設等の提供
赤井川村における災害時の協力体制に関する実施協定 (令和2年2月1日)	赤井川建設協会	○災害時の公共施設等の被害調査、災害応急対策等の実施

協定名	協定締結先	協定の概要
大規模災害時における 相互協力に関する基本 協定 （令和3年7月30日）	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会 社	<ul style="list-style-type: none"> ○停電情報等の必要情報の共有 ○自組織で対応が困難な場合は、 資材・資機材などの可能な範囲で 相互協力を行う。
ヤマト運輸株式会社包 括連携協定 （令和3年8月16日）	ヤマト運輸株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における物資輸送。物資 拠点に関すること ○イベント等における交流、連携 に関すること

資料 2 - 3 協力団体等

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

団 体 名	事 務 局	電 話
赤井川村社会福祉協議会	—	0135-34-6068
日本赤十字社赤井川奉仕団	保健福祉課	0135-35-2050
保健推進員協議会		0135-34-6211 (内線 70)
赤井川村畑かん用水施設維持管理組合	産業課	0135-34-6211

第3 災害履歴、気象、震度階級等

資料3-1 赤井川村災害履歴

(令和4年3月1日現在)

時 期	種 別	被 害 状 況
昭和2年	火災	落合特別教授場焼失
昭和19年	火災	明治地区火災 罹災12戸
昭和29年9月26日	台風第15号	家屋倒壊99戸 半壊136戸 森林被害甚大 本村に災害救助法適用
昭和34年	火災	本念寺全焼
昭和36年7月 24~26日	集中豪雨 (石狩、空知)	家屋浸水25戸 道路決壊6箇所 橋梁流失3箇所 護岸決壊15箇所 救助法適用6市23町村
昭和37年8月 2~6日	台風第9号・ 第10号	家屋流失3戸 浸水家屋128戸 道路決壊3箇所 橋梁流失8箇所 護岸決壊42箇所 田畑流失埋没18.4ha 田畑冠水977ha、 がけ崩れ9箇所 農業施設被害5箇所 被害金額 216,212千円 災害救助法適用9市26町村
昭和39年6月 3~4日	集中豪雨	床下浸水家屋5戸 道路決壊4箇所 橋梁流失2箇所 護岸決壊9箇所 田畑流失埋没2.7ha 田畑冠水17.3ha がけ崩れ9箇所 農業施設被害3箇所 被害金額 21,905千円
昭和39年	低温長雨、降霜	農作物被害38,245千円
昭和40年	台風第14号	河岸決壊3箇所 道路決壊4箇所 橋梁被害2箇所
昭和41年	火災	市街地火災 19棟27世帯93人
昭和42年	融雪災害	床上浸水8棟9戸 床下浸水23棟25戸
昭和46年	火災	住宅2棟 死者1名
昭和49年	山火事	余市岳火災発生 焼失面積4ha
昭和55年4月6日	水害	落合、都地区
平成5年7月12日	平成5年(1993年) 南西沖地震	土木被害1,250千円 小樽震度5 倶知安震度4
平成12年9月28日	水害	都地区床下浸水
平成13年5月15日 5月29日	林野火災	常盤 原野8a 日の出 原野8a
平成14年5月3日	林野火災	曲川 原野10a
平成16年9月8日	台風第18号	農業被害 46,059千円 林業被害33箇所 13,036千円 商工被害6件
平成19年4月30日	林野火災	池田 原野31a

資料 3-2 気象等に関する警報・注意報発表基準

(令和 2 年 8 月 6 日現在)

発表官署 札幌管区気象台

種類		発表基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 133	
	洪水	流域雨量指数基準	余市川流域=24.5、赤井川流域=8.4、池田川流域=5.9	
		複合基準*	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高	—	
高潮	潮位	—		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	余市川流域=20.4、赤井川流域=6.7、池田川流域=4.7	
		複合基準*	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高	—	
	高潮	潮位	—	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		
	なだれ	① 24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
着氷	—			
着雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			

※ 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1 km 四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい状態となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第4 災害危険区域等

資料4-1 重要水防箇所

(令和4年3月1日現在)

No.	水系名	河川名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防 区域延長	重要度※	築堤 有・無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
1	余市川	余市川	右岸	都	(道)大正橋	28.70	都	(国)金橋から 0.10km 上流	30.60	1.90	B	有	樋門
2	余市川	赤井川	左岸	都	余市川との合流点	0.00	都	余市川との合流点 から 0.20km 上流	0.20	0.20	B	有	樋門
3	余市川	赤井川	左岸	富田	(村)富田橋から 0.05km 下流	3.75	赤井川	(村)寿橋から 0.10km 下流	4.65	0.90	B	有	樋門
4	余市川	赤井川	右岸	旭丘	(道)赤井川橋	1.75	赤井川	(村)母沢橋から 0.05km 上流	5.25	3.50	B	有	樋門

(注) 道指定：本村に国指定の重要水防箇所は該当なし

※重要度B：水防上重要な区間（計画高水位が現況堤防の計画余裕高外となる箇所など）

資料 4 - 2 土砂災害危険箇所等

(令和 3 年 12 月 1 日現在)

1. 土石流危険溪流

No.	図番号	溪流番号	溪流域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	現象名	指定年月日
1	土 001	I-11-0790	常盤 2 の沢川	○	—	土石流	H28. 12. 16
2	土 002	I-11-0800	常盤 3 の沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
3	土 003	II-11-0730	上池田川左沢川	○	—	土石流	H28. 12. 16
4	土 004	II-11-0740	妹尾の沢川	○	—	土石流	H31. 3. 29
5	土 005	II-11-0750	都 1 の沢川	○	○	土石流	H31. 3. 29
6	土 006	II-11-0760	都 2 の沢川	○	—	土石流	H31. 3. 29
7	土 007	II-11-0770	落合の沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
8	土 008	II-11-0800	常盤 3 の沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
9	土 009	II-11-0810	朝里沢川左沢川	○	○	土石流	H28. 12. 16
10	土 010	II-11-0820	盤の沢川	○	—	土石流	H28. 12. 16
11	土 011	II-11-0830	火薬庫の川	○	○	土石流	H31. 3. 29
12	土 012	II-11-0840	工藤の沢川左沢川	○	—	土石流	H31. 3. 29

2. 急傾斜地崩壊危険箇所（雪崩危険箇所）

No.	図番号	溪流番号	渓流域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	現象名	指定年月日
1	急 001 (雪 001)	I-1-271-808 (I-1622)	赤井川常盤	○	○	急傾斜地の崩壊	H28. 12. 16
2	急 002 (雪 002)	I-1-272-809 (I-1623)	赤井川都 1	○	○	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 29
3	急 003 (雪 003)	II-1-86-639	赤井川都 2	○	○	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 29
4	急 004 (雪 004)	II-1-87-640	赤井川尾根山	○	○	急傾斜地の崩壊	H31. 3. 29

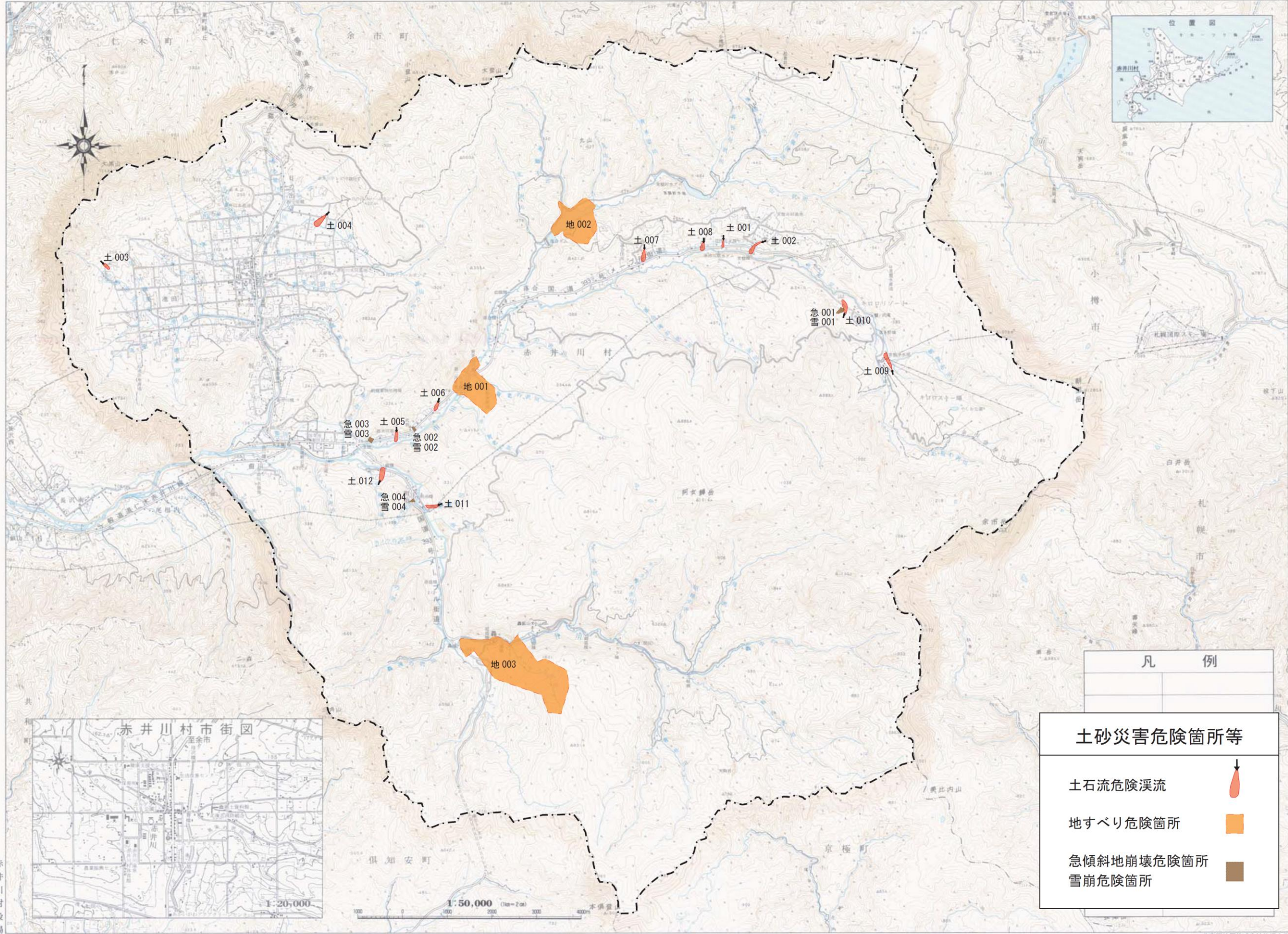
(注) 箇所番号の () は雪崩危険箇所の番号

3. 地すべり危険箇所

No.	図番号	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	現象名	指定年月日
1	地 001	1-19-84	ポン賀老の沢	○		地すべり	R2. 2. 12
2	地 003	1-21-86	轟	○		地すべり	R3. 3. 16

赤井川村管内図

この地図は国土院の承認を得て発行の
五万分の一の地形図を複製したものである。
〔承認番号〕平22-2466第 3 号



凡 例	

土砂災害危険箇所等

- 土石流危険溪流
- 地すべり危険箇所
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 雪崩危険箇所

赤井川村役場

北海道地図株式会社札幌支店
電話 (011) 818-1408

資料 4 - 3 山地災害危険地区

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. 山腹崩壊危険地区

危険地区番号	保安林等				面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置	被災危険度 ※2	山腹崩壊危険度 ※1
	指定年月日	保安林種	指定区域面積	危険地区の危険度判定※3	調査地区	危険地区		字		
409	1		無	B	4	1	無	都	a2	c1

(注) 山腹崩壊危険地区の危険度判定については、「山腹崩壊危険地区調査実施要領」に基づき、山腹崩壊危険地区と判定した調査対象地区について、「山腹崩壊危険度」と「被災危険度」を判定したのち、この判定結果に基づき、「山腹崩壊危険地区の危険度判定表」により、山腹崩壊危険地区の危険度を判定したものである。

※1 山腹崩壊危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a1	180 点以上
b1	140 点以上 180 点未満
c1	100 点以上 140 点未満

※2 被災危険度判定表

危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は 10 戸以上の人家がある場合
b2	5 戸以上 10 戸未満の人家がある場合
c2	5 戸未満の人家又は道路がある場合

※3 山腹崩壊危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a1-a2 、 a1-b2 、 b1-a2
B	a1-c2 、 b1-b2 、 c1-a2
C	b1-c2 、 c1-c2 、 c1-b2

2. 崩壊土砂流出危険

危険 地区 番号	保安林等					面積 (ha)	治山事 業進捗 状況	位置	被災 危険度 ※2	崩壊土 砂流出 危険度 ※1	
	保安 林種	地す べり 防止	他の 法令 等の 指定	荒廃 状況	危険地 区の危 険度判 定※3			字			
409	1		無		無	B	2.08	無	曲川	a2	c1
409	2		無		無	B	3.88	無	曲川	a2	c1
409	3	土流	無		無	B	1.95	一部概成	曲川	a2	c1
409	4	土流	無		無	C	6.30	一部概成	曲川	c2	b1
409	5	土流	無		無	B	21.60	一部概成	明治	b2	b1
409	6	土流	無		無	C	17.70	一部概成	明治	b2	c1
409	7		無		無	B	0.00	無	明治	a2	c1
409	8		無		無	C	17.70	無	明治	c2	c1
409	9	土流	無		無	A	10.23	無	明治	a2	b1
409	10		無		有	B	47.10	無	落合	b2	b1
409	11		無		無	B	40.20	無	落合	a2	c1
409	12		無		無	C	4.50	無	落合	b2	c1
409	13		無		無	C	1.98	無	落合	b2	c1
409	14		無		無	B	11.70	無	落合	a2	c1
409	15		無		無	B	28.83	無	落合	a2	c1
409	16		無		無	B	12.30	無	落合	a2	c1
409	17		無		無	B	6.90	無	常盤	a2	c1
409	18		無		無	C	36.60	無	常盤	b2	c1
409	19		無		無	C	38.70	無	落合	c2	b1
409	20		無		無	C	11.40	無	落合	c2	c1
409	21		無		無	C	31.50	無	落合	c2	c1
409	22		無		無	C	35.40	無	落合	c2	b1
409	23		無		無	C	10.20	無	落合	c2	c1
409	24		無		有	C	88.20	無	落合	b2	c1
409	25		無		無	B	6.00	無	都	a2	c1
409	26		無		無	B	0.00	無	富田	a2	c1
409	27		無		無	B	8.40	無	富田	a2	c1
409	28		無		無	B	53.10	無	富田	a2	c1
409	29		無		無	C	10.56	無	富田	c2	c1
409	30		無		無	A	75.60	一部概成	山梨	a2	b1
409	31	水源	無		無	A	5.70	無	山梨	a2	b1
409	32		無		無	A	11.55	無	山梨	a2	a1
409	33		無		無	A	24.79	無	日ノ出	a2	a1
409	34		無		無	A	53.40	無	池田	a2	a1
409	35	土流	無		無	B	28.80	一部概成	池田	a2	c1
409	36	土流	無		無	A	44.40	一部概成	池田	a2	a1
409	37		無		無	B	27.30	無	池田	a2	c1
409	38		無		無	A	63.60	無	池田	a2	a1

危険地区番号	保安林等					面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置	被災危険度 ※2	崩壊土砂流出危険度 ※1	
	保安林種	地すべり防止	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度判定 ※3			字			
409	39		無		無	A	32.10	無	池田	a2	a1
409	40		無		無	A	6.30	無	旭丘	a2	b1
409	41		無		無	A	27.90	無	旭丘	a2	c1
409	42		無		無	A	1.01	無	明治	b2	a1
409	43		無		無	B	30.60	既成	池田	c2	a1
409	44		無		無	C	15.00	既成	池田	c2	c1
409	45		無		無し	C	25.20	既成	落合	b2	c1

- (注) ①崩壊土砂流出危険地区の危険度判定については、「崩壊土砂流出危険地区調査実施要領」に基づき、崩壊土砂流出危険地区と判定された調査対象区について、「崩壊土砂流出危険度」を判定する。
- ②前記①の調査によって、山腹崩壊危険度又は地すべり危険度を判定した結果、溪流の出口に最も近い位置で、c1以上の危険度を持つメッシュ又は地すべりが存在する直下の溪流の地点から2km以内にある公共施設等の種類及び数量を用いて「被災危険度判定表」により被災危険度を判定する。
- ③前記①及び②の判定結果及び「崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表」により、崩壊土砂流出危険地区の危険度を判定したものである。

※1 崩壊土砂流出危険度判定表

危険度	危険度点数が最高点のメッシュの点数
a1	140 点以上
b1	120 点以上 140 点未満
c1	140 点以上 120 点未満

※2 被災危険度判定表

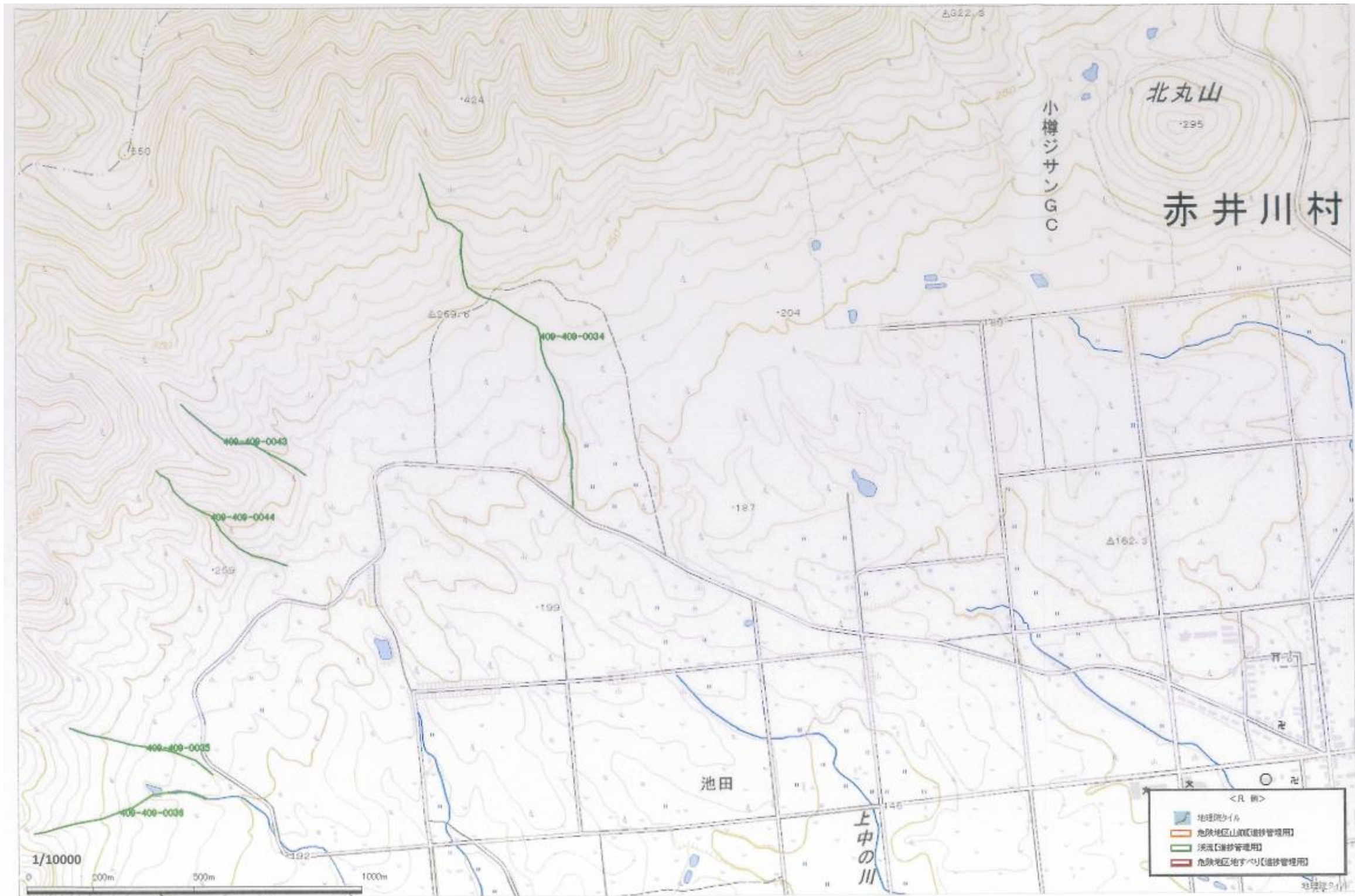
危険度	公共施設等の種類及び数量
a2	公用若しくは公共用施設（道路を除く。）又は10戸以上の人家がある場合
b2	5戸以上10戸未満の人家がある場合
c2	5戸未満の人家又は道路がある場合

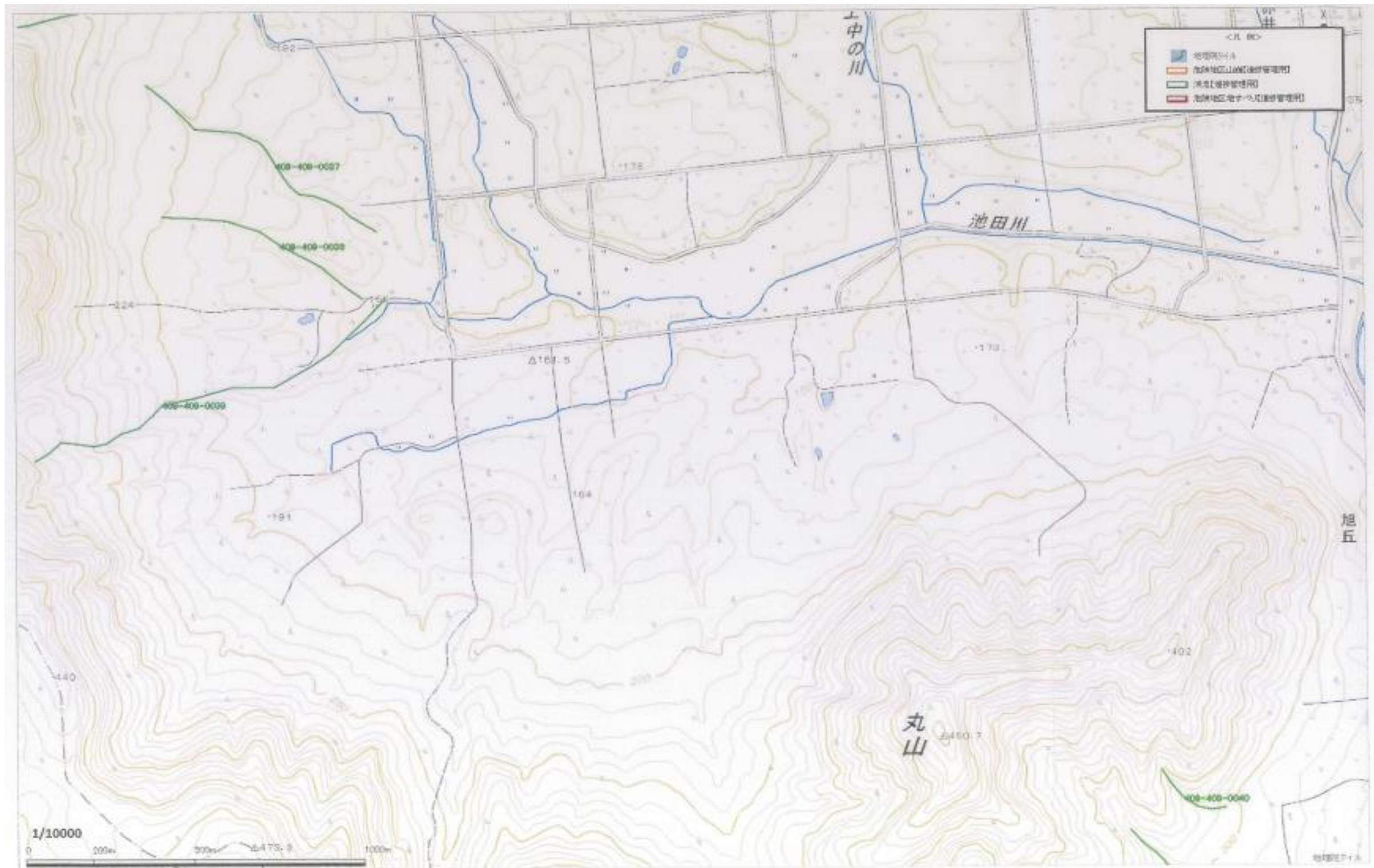
※3 崩壊土砂流出危険地区の危険度判定表

危険度	危険度点数
A	a1-a2、a1-b2、b1-a2
B	a1-c2、b1-b2、c1-a2
C	b1-c2、c1-c2、c1-b2

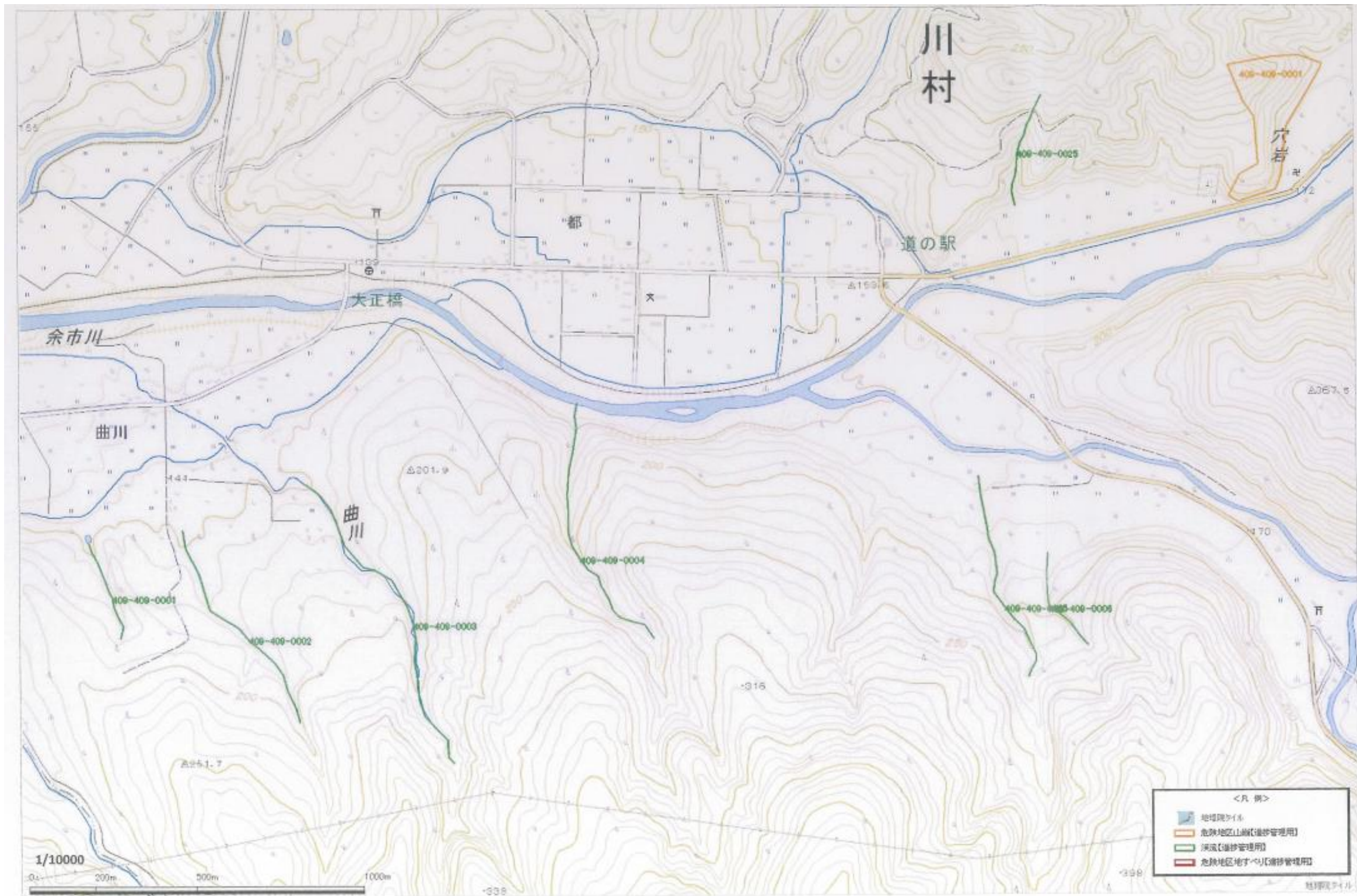
治山災害危険地区図

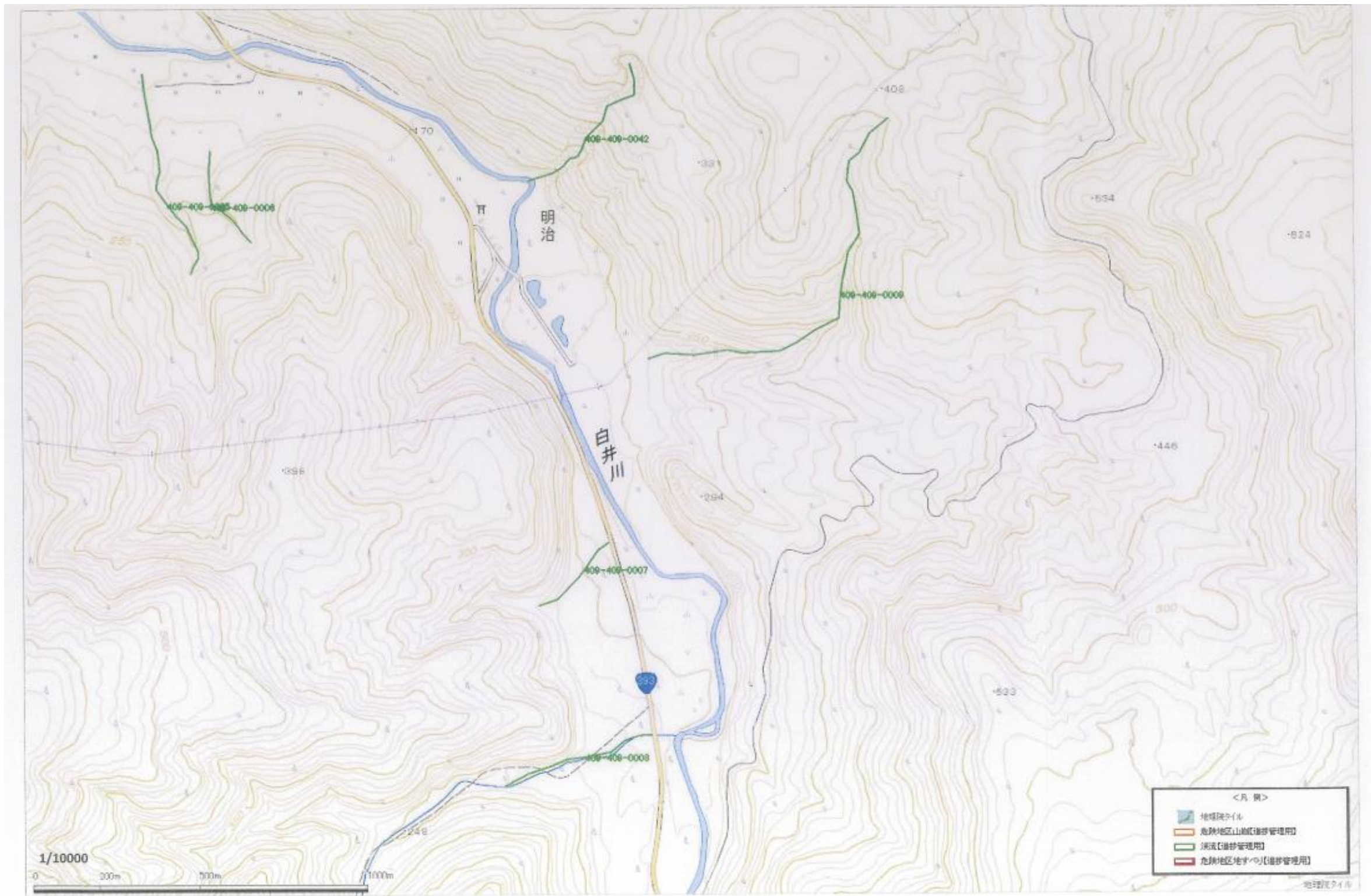




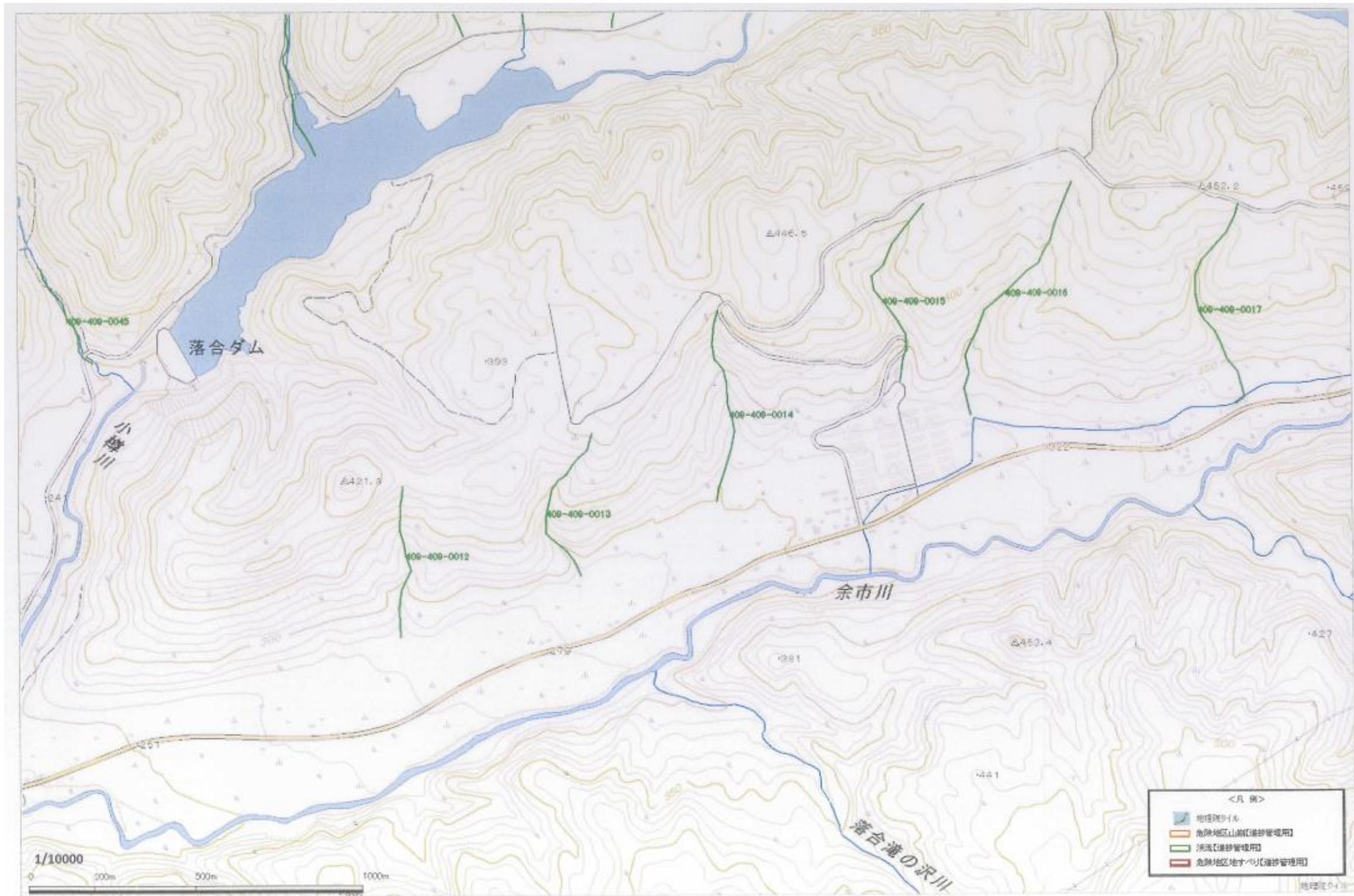


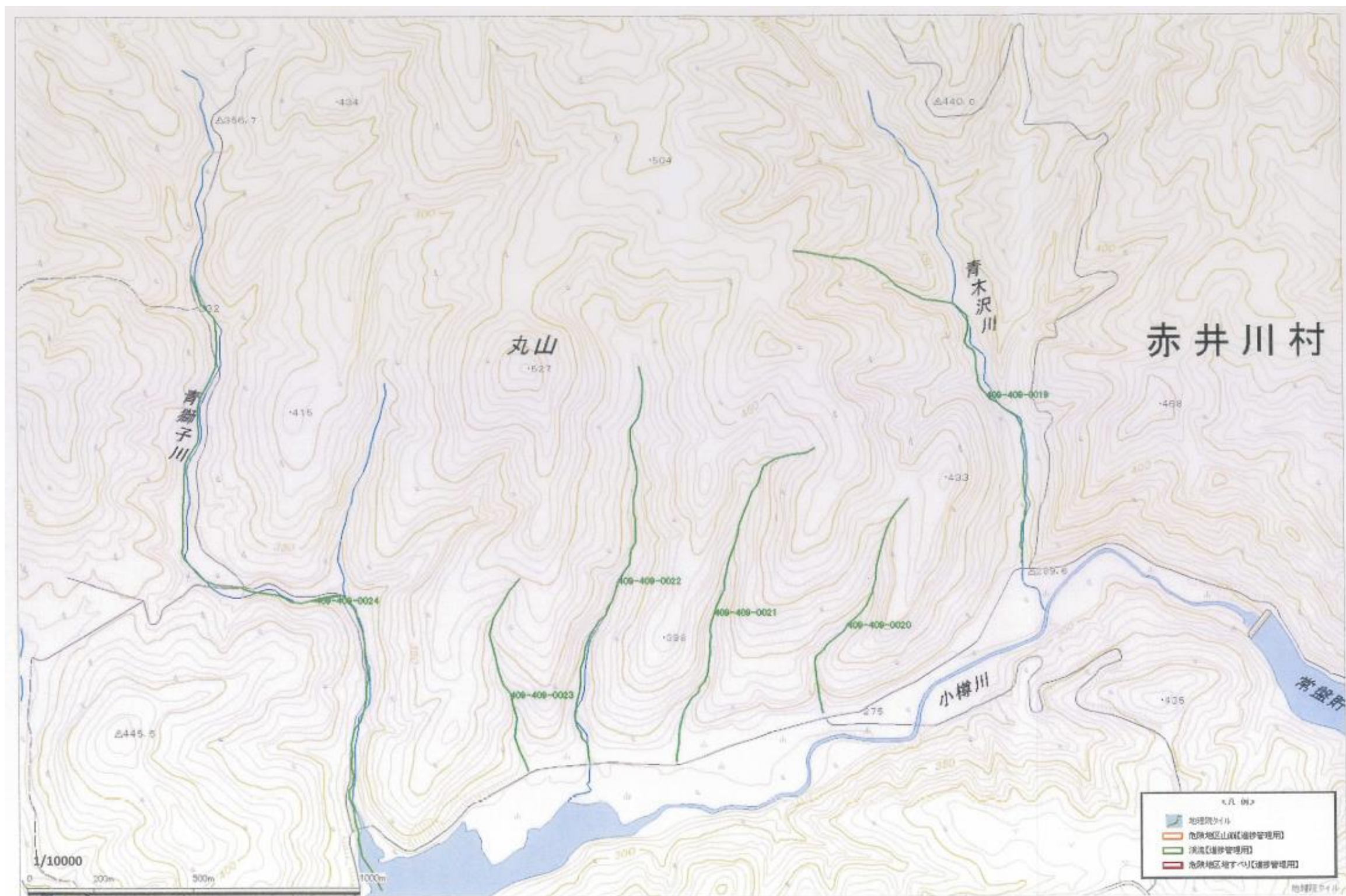


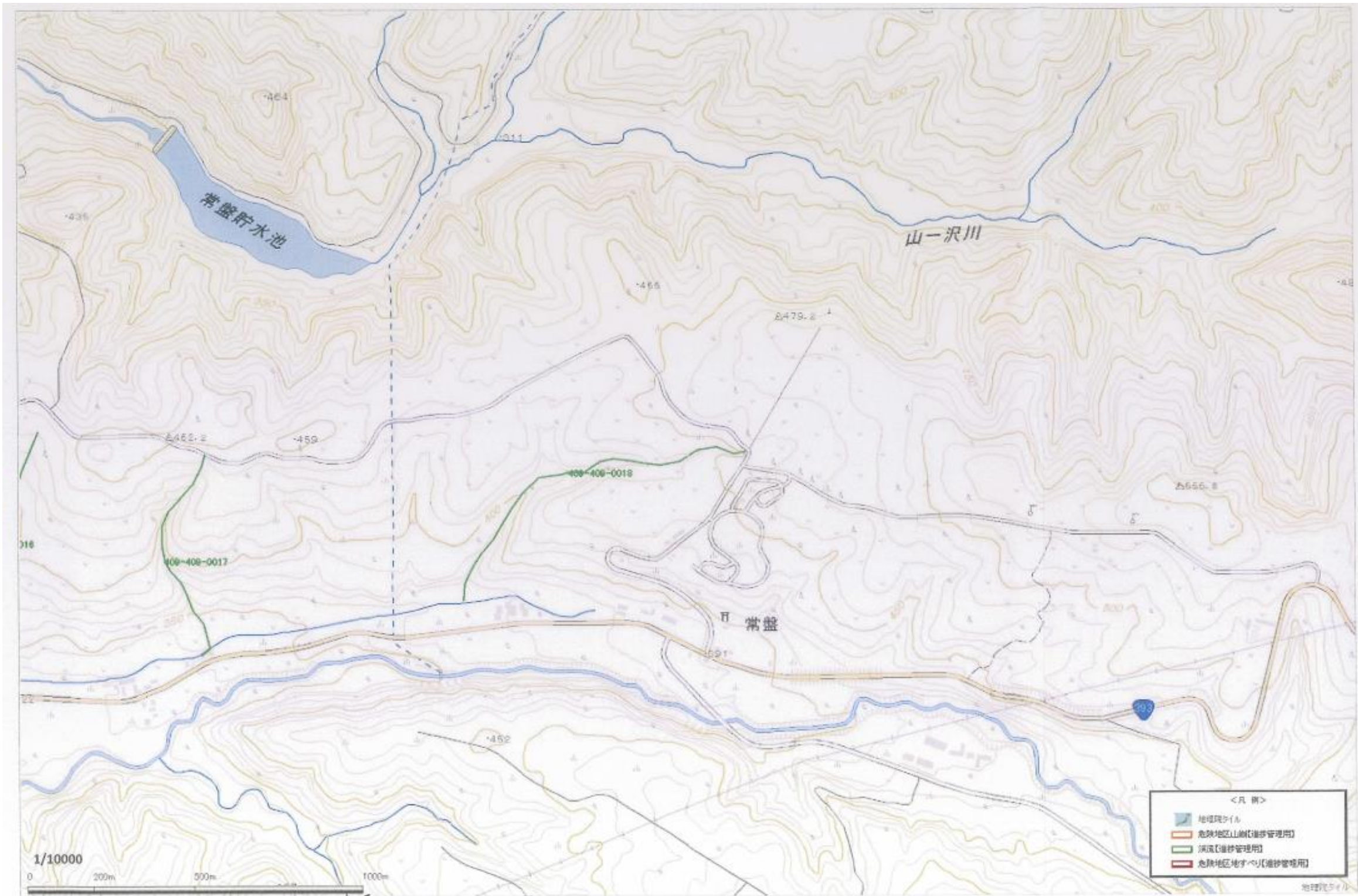


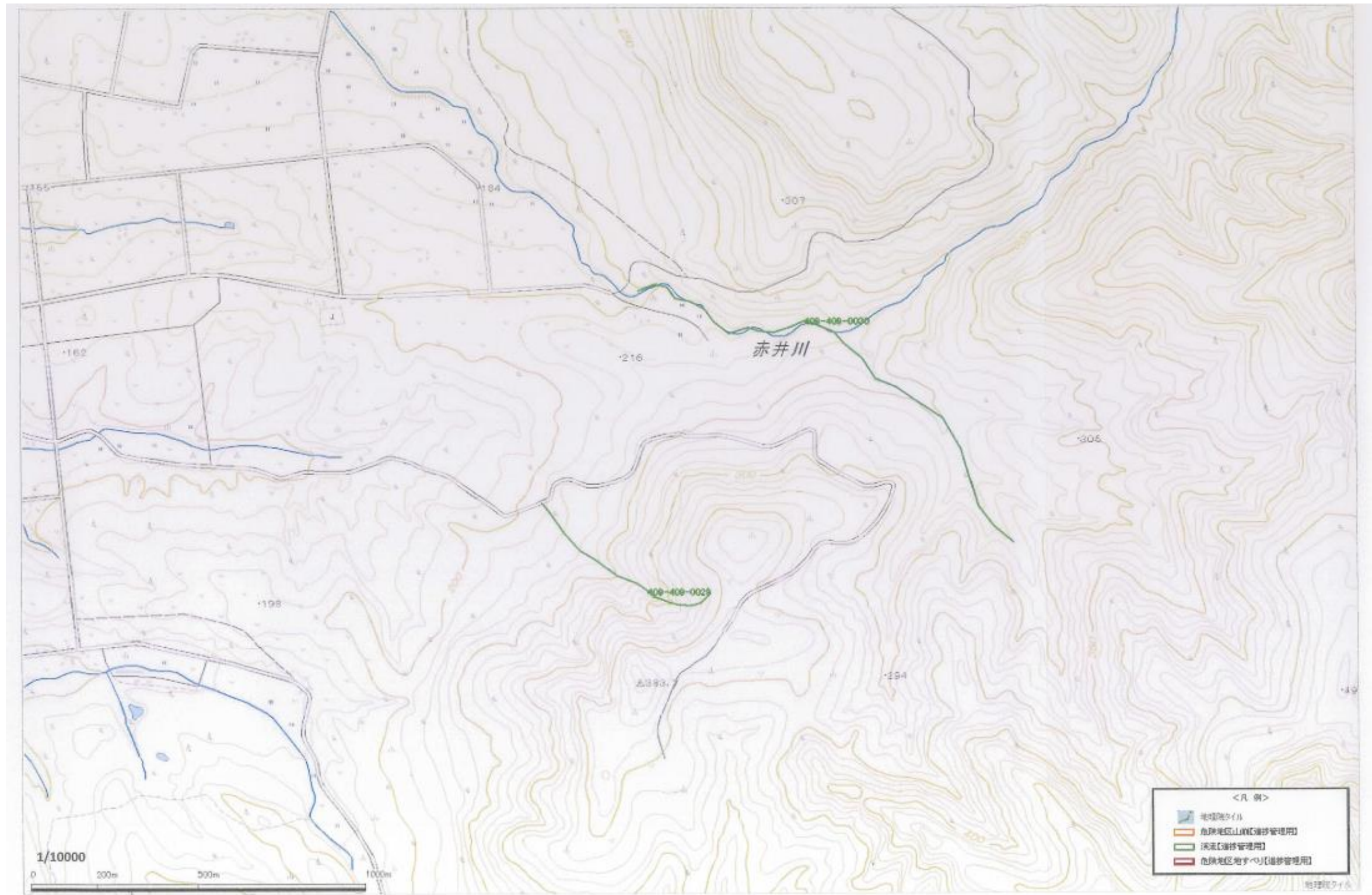


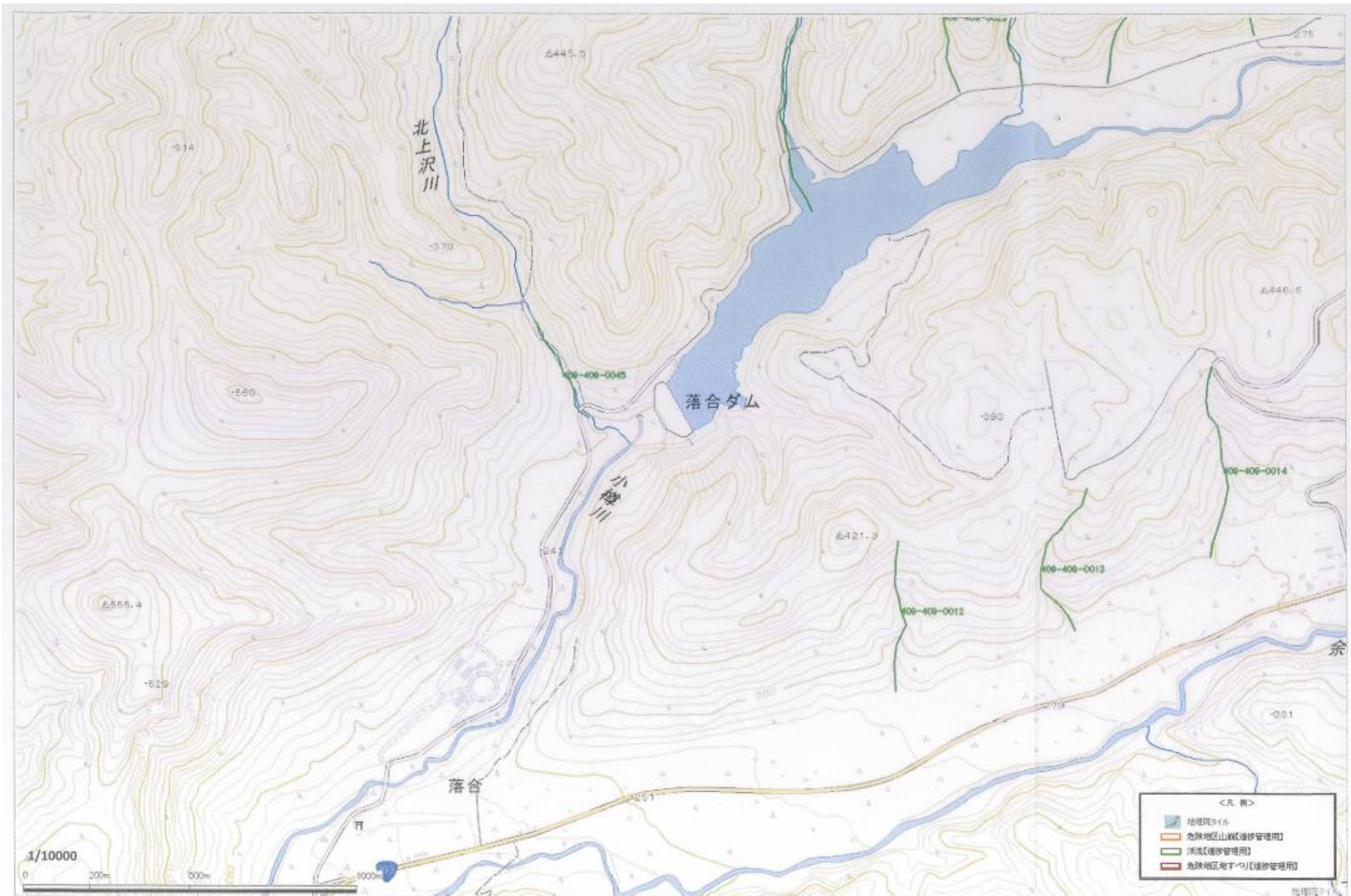












資料 1 - 4 - 4 危険物施設一覧

(令和 3 年 12 月 1 日現在)

No.	施設	名称	所在地	設置者	設置者の住所	貯蔵品名数量	タンク数 数量	設置年月日
1	地下タンク	—	〒046-0511 字日ノ出 143-2	(株)ブルー キャピタルマ ネジメント	〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 16-19	第 3 重油 7,000ℓ	1 7,000 ℓ	1987 年 6 月
2	給油 (自家用)					第 1 ガソリン 597ℓ	簡易タンク	1992 年 9 月
3	屋内貯蔵					第 1 ガソリン 400ℓ 第 2 軽油 400ℓ	ドラム缶 4	1990 年 4 月
4	給油 (自家用)	辻木材(株) 0135-34-6011	〒046-0501 字赤井川 405	辻木材(株)	〒006-0050 札幌市手稲区星置南 1 丁目 15 号 011-683-2441	第 1 ガソリン 7,000ℓ 第 2 軽油 33,000ℓ	1	2015 年 4 月
5	移動					第 2 灯油 2,000ℓ 第 2 軽油 1,000ℓ	2 3,000ℓ	2015 年 9 月
6	移動					第 2 軽油 2,000ℓ 第 2 重油 1,500ℓ	2 3,500ℓ	2021 年 11 月
7	一般 (充てん)	木村燃料店 0135-34-6638	字赤井川 278 番地 1	木村燃料店	〒046-0501 字赤井川 278-1 0135-34-6638	第 2 灯油 19,200ℓ	2 9,600ℓ×2	1995 年 6 月
8	移動					第 2 灯油 2,000ℓ 第 2 軽油 1,750ℓ	3,750ℓ 中仕切有り	2017 年 3 月
9	給取	新おたる農業協同組合 赤井川給油所	字赤井川 283	新おたる農業 協同組合	〒048-2405 仁木町北町 3 丁目 4 0135-32-2428	第 1 ガソリン 25,000ℓ 第 2 軽油 12,000ℓ 第 2 灯油 8,000ℓ 第 4 オイル累 1,100ℓ	2 (25,000ℓ) (12,000ℓ 8000ℓ)	2015 年 9 月
10	地下	デイサービスセンター 0135-35-2000	〒046-0501 字赤井川 318-1	赤井川村長	〒046-0501 字赤井川 74 番地 2 0135-34-6211	第 3A 重油 4,000ℓ	1 4,000ℓ	1995 年 10 月
11	地下	健康支援センター 0135-35-2050	〒046-0501 字赤井川 318-1			第 3 灯油 4,000ℓ	1 4,000ℓ	2001 年 9 月
						第 2 軽油 1,900ℓ	2 950ℓ	2021 年 3 月
12	一般 (階層住宅)	赤井川村立 赤井川小学校 0135-34-6860	〒046-0501 字赤井川 72-4			第 2 灯油 4,000ℓ	1 4,000ℓ	1994 年 9 月
13	一般 (階層住宅)	赤井川村立 赤井川中学校 0135-34-6861	046-0501 字赤井川 67			第 2 灯油 5,000ℓ	1 5,000ℓ	1991 年 11 月
14	一般 (階層住宅)	赤井川村立 都小学校 0135-34-6121	〒046-0541 字都 113	第 2 灯油 3,000ℓ	1 3,000ℓ	1993 年 4 月		

No.	施設	名称	所在地	設置者	設置者の住所	貯蔵品名数量	タンク数 数量	設置年月日
17	地下タンク 貯蔵所	武蔵野学院 キロロレジデンス 0135-34-6161	〒046-0561 字落合 356-2	キロロリゾート ホールディングス株式 会社	〒046-0571 余市郡赤井川村字常盤 128 番地 9 0135-34-3127	第 3 重油 10,000ℓ	1 10,000ℓ	1994年11月
18	屋内タンク 貯蔵所	北後志消防組合 赤井川支署 0135-34-6033	〒046-0501 字赤井川 260-2	北後志消防組 合	〒046-0003 余市町黒川町6丁目25番地2 0135-23-3759	第 2 灯油 2,000ℓ	1 2,000ℓ (屋内タンク)	1996年11月
19	地下	北海道喜洋洋ゴルフリゾート クラブハウス 0135-34-7070	〒046-0532 字富田 147	(株)北海道 喜洋洋ゴルフ リゾート 代表取締役 朱 建国	〒046-0532 字富田 147 番地 0135-34-7070	第 3 重油 15,000ℓ	1	1992年11月※ ¹
20	給油 (簡易タンク)					第 1 ガソリン 597ℓ	1	1993年5月※ ¹
21	給油取扱所	北海道喜洋洋ゴルフリゾート 管理棟 (管理棟事務所) 0135-34-7077	〒046-0532 字富田 90-1 字富田 88	(株)北海道 喜洋洋ゴルフ リゾート 代表取締役 朱 建国	〒046-0532 字富田 147 番地 0135-34-7070	簡易第 1 ガソリン 597ℓ	1 (仕切有) 9,600ℓ	1992年4月※ ¹
22	屋内貯蔵所					第 1 300ℓ		
		第 3 100ℓ	1991年6月※ ¹					
		第 4 800ℓ						
23	地下タンク 貯蔵所	しらかば第 2 寮 0135-34-7440	〒046-0571 字常盤 191-1	株式会社 New KRH	〒046-0571 字常盤 128 番地 1 0135-34-3127 (施設課)	第 3 重油 10,000ℓ	1 10,000ℓ	1992年7月
24	地下タンク 貯蔵所	ピレッジピコロ 0135-35-0571	〒046-0571 字常盤 57-1			第 3 重油 10,000ℓ	1 10,000ℓ	1991年6月
25	給油取扱所	スノーモービル給油所 (レクリエーションセンター) 0135-35-	〒046-0571 字常盤 370-20			第 1 ガソリン 3,000ℓ	1 5,000ℓ	1991年3月
26	給油取扱所	長峰給油所 (合休舎) 0135-35-	〒046-0571 字常盤 650 地先			第 2 軽油 2,000ℓ		
27	給油取扱所	余市プラザ給油所	〒046-0571 字常盤 650 地先			第 1 ガソリン 574ℓ	1 10,000ℓ	1991年3月
						第 2 軽油 10,000ℓ		
28	屋内タンク 貯蔵所	朝里屋内タンク貯蔵所 0135-35-	〒046-0571 字常盤余市事業区内			第 2 軽油 28,800ℓ	3 9,600ℓ×3	1991年9月※ ²
						第 2 灯油 20,000ℓ	1 20,000ℓ	1992年9月

※1 2017年12月から休止中

※2 休止中

(資料提供：北後志消防組合赤井川支署)

第5 通信・輸送

資料5-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。
 - ア 速報
被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。
 - イ 中間報告
被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
 - ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。
- (3) その他の報告
災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報										
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分	
発信機関 (総合振興局・ 市町村名等)					受信機関 (総合振興局・ 市町村名等)					
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)					
発生場所										
発生日時	月	日	時	分	災害の原因					
気象等の 状況	雨 量									
	河川水位									
	潮位波高									
	風 速									
	そ の 他									
ライフ ライン 関係の 状況	道 路									
	鉄 道									
	電 話									
	水 道 (飲料水)									
	電 気									
(1) 災害対策本部等 の設置状況	(名 称)									
	(設置日時)									月
(2) 災害救助法の適 用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数						
	(救助実施内容)									

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項 目		件数等	被害金額 (千円)	項 目		件数等	被害金額 (千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	河 川	箇所				
	行方不明	人			海 岸			箇所	
	重傷	人			砂防設備			箇所	
	軽傷	人			地すべり			箇所	
計		人		急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全壊	棟		道 路	箇所				
		世帯			橋 梁			箇所	
	半壊	棟			小 計			箇所	
		世帯			市町村工事			河 川	箇所
	一部破損	棟			道 路			箇所	
		世帯			橋 梁			箇所	
	床上浸水	棟			小 計			箇所	
		世帯			港 湾			箇所	
	床下浸水	棟			漁 港			箇所	
		世帯			下 水 道			箇所	
	計	棟			公 園			箇所	
		世帯			がけ崩れ			箇所	
		人		計	箇所				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	沈没流出	隻			
		その他	棟		破 損	隻			
	半壊	公共建物	棟		小 計	隻			
		その他	棟		漁 港 施 設	箇所			
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所			
		その他	棟		その他施設	箇所			
		人		漁具（網）	件				
		世帯		水産製品	件				
		人		その他	件				
		棟		計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所	
			浸冠水	ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他		箇所			
		畑	ha	小 計		箇所			
	農業用施設	箇所		一般民有林		林地	箇所		
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所			
	営農施設	箇所		林地		箇所			
	畜産被害	箇所		林産物		箇所			
	その他	箇所		その他		箇所			
計			小 計	箇所					
				計	箇所				

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	計	箇所		
		し尿処理	箇所				
火葬場	箇所						
計	箇所						
⑨商工被害	商業	件		⑬その他	鉄道不通	箇所	
	工業	件			鉄道施設	箇所	
	その他	件			被害船舶 (漁船除く)	隻	
計	件		空 港		箇所		
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所			水 道	戸	—
	中学校	箇所			電 話	回線	—
	高 校	箇所			電 気	戸	—
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	—
計	箇所				ブロック塀等	箇所	
					都市施設	箇所	
公共施設被害市町村数				被害総額			
罹災世帯数		世帯		火災発生	建 物	件	
罹災者数		人			危険物	件	
消防職員出動延人数		人		その他	件		
消防団員出動延人数		人		消防団員出動延人数			
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難場所の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか							

別表3 (略)

別表 4

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	災害関連死	<p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活の一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判断基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊 防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

資料 5 - 2 災害時優先電話

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

No.	電話番号	設置場所	備考
1	0135-34-6412	赤井川村字都 139-1 赤井川村一般廃棄物最終処分場	
2	0135-35-2050	赤井川村字赤井川 318-1 健康支援センター	
3	0135-34-6861	赤井川村字赤井川 67 赤井川中学校	
4	0135-34-6860	赤井川村字赤井川 72 赤井川小学校	
5	0135-34-6802	赤井川村字赤井川 83-24 赤井川診療所	
6	0135-34-6700	赤井川村字赤井川 479 落合地区住民センター	
7	0135-34-6121	赤井川村字赤井川 113 都小学校	
8	0135-34-6033	赤井川村字赤井川 260-2 北後志消防組合赤井川支署	
9	0135-35-2000	赤井川村字赤井川 318-1 赤井川村サービスセンター	

資料 5 - 3 緊急輸送道路

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

区分	路線名	区間
第 1 次	国道 393 号	赤井川村から小樽市
		赤井川村から倶知安町
	道道 36 号	赤井川村から余市町
	道道 1022 号	赤井川村から仁木町

資料5-4 村道除雪区間一覧

(令和3年12月1日現在)

路線名	延長 (m)
余市線	180
植村線	700
赤井川線	2,080
日の出線	3,300
板小屋循環線	450
東横四番線	710
母沢線	4,430
山梨線	400
東横二番線	410
東二番線	330
東横一番線	350
共栄線	1,050
東三番線	310
中央線	950
北丸山線	100
西横二番線	170
西横一番線	2,170
中央池田線	3,400
西横五番線	560
然別線	2,040
西横四番線	470
中池田線	2,860
南池田線	3,070
西横六番線	680
上旭丘線	1,470
西池田線	310
奥池田線	160
西三番線	140
中央西線	460
緑ヶ丘線	250
町内西線	930
共栄西線	490
共栄南線	220
町内南線	80
町内北線	90
町内循環線	500
町内東線	220
共栄東線	150
富田線	3,190

路線名	延長 (m)
中旭丘線	870
南旭丘線	60
旭丘線	100
下都線	450
悠楽循環線	240
土木沢線	900
曲川線	700
後志沢線	850
都線	230
中後志沢線	240
都公園通り線	200
都南線	510
落合線	2,180
中常盤線	1,040
上常盤線	1,840
赤井川高原道路	4,260
中都線	100
都団地通り線	130
都公園通り循環線	60
富田北線	600
計	55,390

資料 5 - 5 村有車両の現況

1. 公用車車輛

(令和 3 年 12 月 1 日現在)

課	係	車種	定員 (人)	説明
総務課	総務係	クラウン (村長車)	5	ナンバー：札幌 339 め 610 購入年月日：平成 25 年 3 月
		フォレスター	5	ナンバー：札幌 302 ほ 7346 購入年月日：平成 29 年 3 月、道貸与
		クリッパー	4	ナンバー：札幌 480 は 3769 購入年月日：平成 27 年 5 月、リース
	財務係	ノア (セットカー)	7	ナンバー：札幌 503 さ 3672 購入年月日：平成 23 年 5 月
	企画地域振興係	エクストレイル	5	ナンバー：札幌 302 こ 5581 購入年月日：平成 27 年 3 月、道貸与
保健福祉課	国保衛生係	バネット (トラック)	3	ナンバー：札幌 400 め 6159 購入年月日：平成 22 年 3 月
		セレナ	7	ナンバー：札幌 503 て 8636 購入年月日：平成 25 年 4 月、道貸与
	保健福祉係	ラフェスタ (保健指導車)	7	ナンバー：札幌 502 り 6539 購入年月日：平成 23 年 3 月
		ADバン (日赤)	5	ナンバー：札幌 400 ひ 6802 購入年月日：平成 27 年 9 月
介護保険課	介護サービス係	ポルテ (ヘルパー車)	5	ナンバー：札幌 503 て 1435 購入年月日：平成 25 年 1 月
		ハイエースワゴンDX	10	ナンバー：札幌 317 ち 2000 購入年月日：平成 24 年 11 月
		ハイエース	8	ナンバー：札幌 800 そ 1660 購入年月日：平成 23 年 8 月
産業課	産業係	エクストレイル	5	ナンバー：札幌 301 め 660 購入年月日：平成 22 年 3 月
		サクシード	5	ナンバー：札幌 400 は 4860 購入年月日：平成 26 年 2 月
	土地改良係	ハイラックス	5	ナンバー：札幌 100 は 7112 購入年月日：令和 3 年 8 月
		オオハラ (雪上車)	5	ナンバー：札幌 900 さ 128 購入年月日：平成 13 年 8 月
建設課	土木係	エクストレイル	5	ナンバー：札幌 301 ほ 8162 購入年月日：平成 21 年 3 月
		オオハラ (雪上車)	10	ナンバー：札幌 900 さ 429 購入年月日：平成 2 年 12 月
	水道係	ウイングロード	5	ナンバー：札幌 503 さ 7184 購入年月日：令和 3 年 5 月
教育委員会	教育委員会	アイシス	7	ナンバー：札幌 503 て 7182 購入年月日：平成 25 年 3 月
		通学用バス	29	ナンバー：札幌 200 さ 1528 購入年月日：平成 20 年 7 月

2. バス・ハイヤー調達先

業者名	住 所	電 話	備 考
北海道ハートバス	余市町大川町 16 丁目 5	0135-22-0810	
イナホ観光株式会社	仁木町大江町 2 丁目 1	0135-32-3400	
赤井川ハイヤー	赤井川村字赤井川 314-1	0135-34-6259	

資料 5-6 ヘリコプター離着陸場

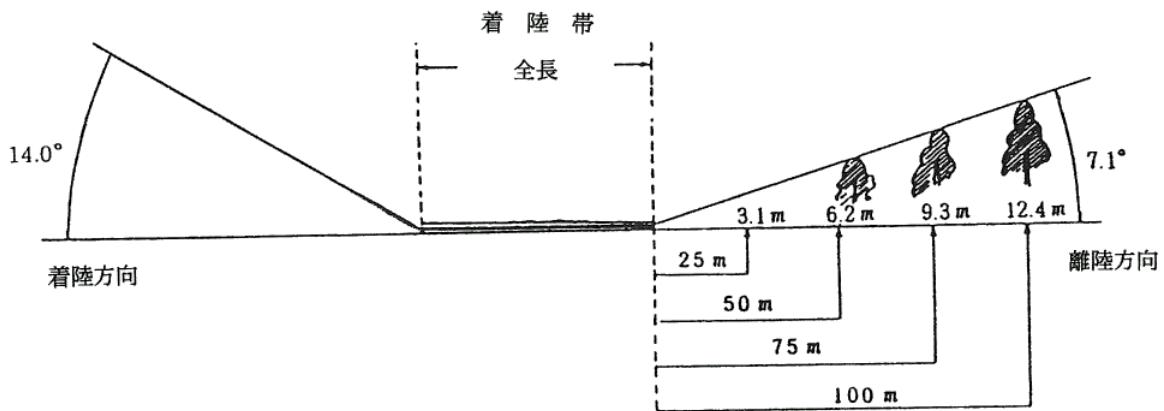
1. ヘリポート作成要領

(1) 着陸帯

ア 使用する航空機の全長に相当する方形の平坦な地積を満足させなければならない。

進入表面は着陸方向に対しては $1/4(14.0^\circ)$ 以下、離陸方向に対しては $1/8(7.1^\circ)$ 以下とし、転移表面は原則として $1/1(45^\circ)$ 以下の勾配を有する表面とし、着陸帯から 10メートルまでの範囲内に $1/2(26.6^\circ)$ 勾配を有する表面上に出る高さの物件がないこと。

参考 : 距離と障害物の高さは次のとおり

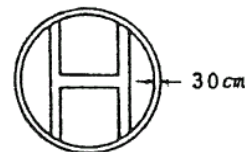


イ 地表面

- ・舗装された場所が最も望ましい。
- ・グラウンド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないように処置すること。
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。)
- ・草地の場合は硬質低草地であること。

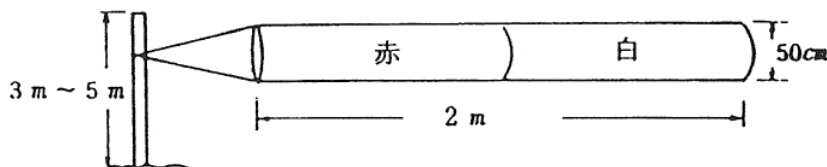
(2) 着陸点

着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



(3) 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、又は旗を立てる。

- ・布製
- ・風速 25m/秒程度に耐えられる強度



(4) 救急車等、車両の出入りの便のよい場所であること。

(5) 電話等、通信手段の利用が可能なこと。

2. 防災ヘリコプター臨時離発着場

施設名	所在地	施設管理者	電話番号
赤井川山村広場	字赤井川 72-6	赤井川村	0135-34-6211
赤井川中学校グラウンド	字赤井川 67	赤井川村	0135-34-6861
都小学校グラウンド	字都 113	赤井川村	0135-34-6121
旧落合小学校グラウンド	字落合 260	赤井川村	0135-34-6211
キコロレクリエーションセンター前駐車場	字常盤	(株) New KRH	0135-34-7175

3. ドクターヘリコプター臨時離発着場

施設名	所在地	施設管理者	電話番号
赤井川山村広場	字赤井川 72-6	赤井川村	0135-34-6860 (赤小)
キコロ 1 (センターリフト乗り場前)	キコロスキー場	(株) New KRH	0135-34-7175
キコロ 3 (長峰第2リフト乗り場前)			
キコロ 4 (パノラマコースお立ち台)			
キコロ 5 (朝里第2リフト乗り場前)			
キコロ 7 (第3駐車場)			
キコロ 8 (第6駐車場)			
キコロ 9 (キコロ入り口)			
キコロ 10 (圧雪車車庫前)			
キコロ 11 (レクリエーションセンター駐車場)			
北後志消防組合・赤井川支署	字赤井川 260-2	赤井川村	0135-34-6033
都小学校グラウンド	字都 113	赤井川村	0135-34-6121 (都小)
Blue Waws Japan	字明治 56	※	0135-34-7575
冷水トンネル駐車帯	字日の出 347-4	後志総合振興局	0134-54-7670
赤井川運輸敷地	字明治 24-2	赤井川運輸	0135-34-6231
旧都バス巡回場	字都 185-1	赤井川村	0135-34-6211 (総務)

資料 5-7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

- c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：	年	月	日	時	分
-------	---	---	---	---	---

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関								
		担当者職氏名								
		連絡先	TEL				FAX			
災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 時 分								
	災害発生日時	年 月 時 分								
	災害発生場所									
	災害名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域					希望する活動内容					
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項	(照明・㊦マーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか)								
必要とする資機材					現地での資機材確保状況					
					特記事項					
傷病者の搬送先						救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)								
無線連絡方法									(周波数)	Hz
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

第 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

赤井川村長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

資料5-8 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		FAX		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名		電話				
所在地		FAX				
担当医師名・科名		科	担当課	氏名		
3 受入病院名		電話				
所在地		FAX				
担当医師名・科名		科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 患者氏名	ふりがな	生年月日	年	月	日	歳
		体重	kg	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	職業	
住所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：月 日	
経過					血圧：mmHg	脈拍：回/分
					呼吸：回/分	体温：℃
	意識レベル(JCS)：					
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他() (主な理由：)					
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重	その他	
医師			歳	kg		
看護師			歳	kg		
付添人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： × (cm))	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他()	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所	依頼病院：			メモ		
(現地離着陸場)	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

第6 避難・救援・応急措置等

資料6-1 従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

命令区分	命令対象の作業	対象者	根拠法令	執行者
従事命令	災害応急対策作業 (救助法が適用された場合を除く。)	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第71条	知事又は知事の委任を受けた市町村長
協力命令		救助を要する者及び近隣の者		
従事命令	災害救助作業 (救助法適用救助)	基本法第71条による従事命令と同様	救助法第7条	知事
協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	救助法第8条	
従事命令	災害応急対策作業 (全般)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第65条第1項	市町村長
			基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
			基本法第65条第3項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
		その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第4条	警察官
従事命令	消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団
従事命令	水防作業	市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
協力要請	救急業務	救急事故の現場付近にある者	消防法第35条の10	救急隊員

(注)

- 1 基本法…災害対策基本法
- 2 救助法…災害救助法

資料 6 - 2 従事命令等の実施手続き

区分	権限の内容	手 続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第 1 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 7 条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表第 1 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 8 条
保管命令等 （管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表第 2 号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表第 3 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 9 条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第 6 号様式）携帯	基本法第 71 条 救助法第 10 条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第 71 条 救助法第 10 条

(注)

- 1 公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第 4 号様式）又は公用取消令書（別表第 5 号様式）を交付して行う。
- 2 基本法…災害対策基本法
- 3 救助法…災害救助法

別表 第1号様式

従事第 号	公用令書	
	住所 氏名	
	災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり	従事 協力を命ずる。
	年 月 日	
	処分権者	㊟
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備考		

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第2号様式

保管第 号	公用令書				
	住所 氏名				
	災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
	年 月 日				
	処分権者				㊟
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考	

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 土地 家屋 施設 物資 を 管理 使用 する。 収用 年 月 日 処分権者 ㊟
--

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる 処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟

変更した処分の内容 <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 5px;"></div>
--

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号
公 用 取 消 令 書
住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる 処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
処分権者 ㊟

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

別表 第6号様式

No.
防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名
年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。
年 月 日交付
赤井川村長 ㊟
交付責任者 ㊟

(備考) 規格 縦6cm 横9cmとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。

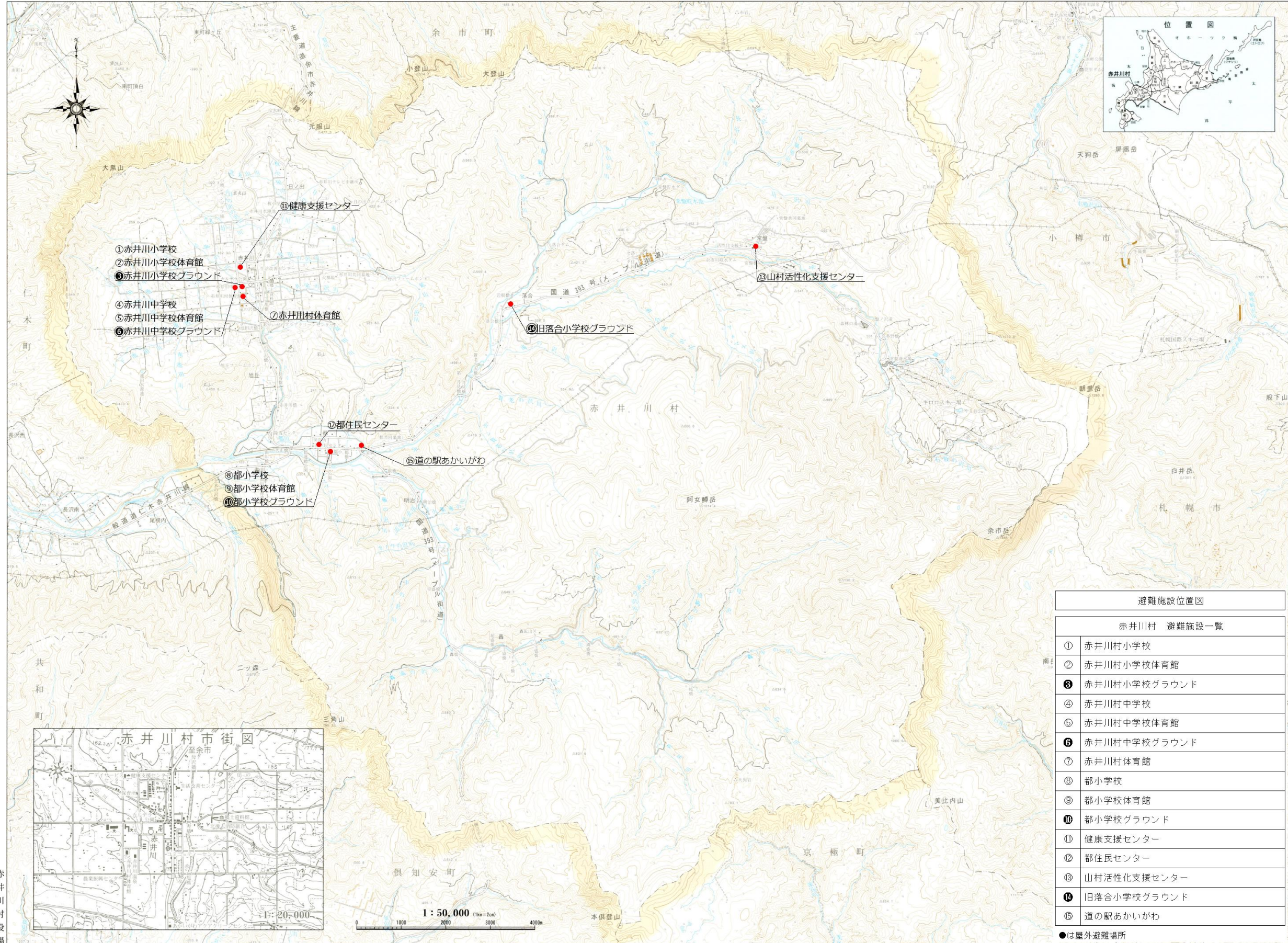
資料6-3 避難施設

(令和4年3月1日現在)

No.	避難場所・避難所	所在地	電話 市外局番 0135	施設管理者	電話 市外局番 0135	指定 緊急 避難 場所	指定 避難 所	福祉 避難 所	災害種別ごと適否					収容可能人数		トイレ	障 がい 者 用 トイレ	給 食 設 備	冷 暖 房 設 備	ス ロ ー プ	コ ン ク リ ー ト 造	階 数	備 考	
									洪水	土 砂	地震	大 火 事	原 子 力	屋内	屋外									
1	赤井川村立赤井川小学校校舎	赤井川72番地	34-6860	教育委員会	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	1,076		○	○	○	○	○	○	2	冷房設備なし、 調理器具別途必要	
2	赤井川村立赤井川小学校体育館	赤井川72番地	34-6860	教育委員会	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	413		○	○		○		○	1	冷房設備なし、 調理器具別途必要	
3	赤井川村山村広場施設運動場 (赤井川小学校宇グラウンド)	赤井川72番地6	34-6860	教育委員会	34-6211	●			○	○	○	○	○		6,274	○								屋外避難施設
4	赤井川村立赤井川中学校校舎	赤井川67番地	34-6861	教育委員会	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	1,132		○		○	○		○	2	冷房設備なし、 調理器具別途必要	
5	赤井川村立赤井川中学校体育館	赤井川67番地	34-6861	教育委員会	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	527		○			○		○	1	冷房設備なし、 調理器具別途必要	
6	赤井川村立赤井川中学校 グラウンド	赤井川67番地	34-6861	教育委員会	34-6211	●			○	○	○	○	○		11,220									屋外避難施設
7	赤井川村体育館	赤井川71番地2	34-6949	教育委員会	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	586		○			○		○	2	冷房設備なし (H22耐震化)	
8	赤井川村立都小学校校舎	都113番地	34-6121	教育委員会	34-6211	●	●		×	○	○	○	○	694		○		○	○	○	○	2	冷房設備なし、 調理器具別途必要	
9	赤井川村立都小学校体育館	都113番地	34-6121	教育委員会	34-6211	●	●		×	○	○	○	○	412		○			○	○	○	1	冷房設備なし、 調理器具別途必要	
10	赤井川村立都小学校グラウンド	都113番地	34-6121	教育委員会	34-6211	●			×	○	○	○	○		6,786									屋外避難施設
11	健康支援センター (赤井川村高齢者・女性等活動支援センター)	字赤井川318番地1	35-2050	赤井川村長	35-2050	●	●	●	○	○	○	○	○	228		○	○	○	○		○	1		
12	赤井川村都住民センター	字都127番地15	34-6440	赤井川村長	34-6211	●	●		×	○	○	○	○	165		○	○	○	○	○	○	2	冷房設備なし (H22耐震化)	
13	赤井川村山村活性化支援センター	字常盤443番地1	34-6669	赤井川村長	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	274		○	○	○	○	○	○	2	冷房設備なし	
14	旧赤井川村立落合小学校 グラウンド	字落合256番地6	—	赤井川村長	34-6211	●			○	○	○	○	○		1,750									屋外避難施設
15	道の駅あかいがわ	字都190番地16	34-6699	赤井川村長	34-6211	●	●		○	○	○	○	○	100	2,156	○	○	○	○	○	○	1	冷房設備なし	

赤井川村管内図

この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平21地使 第03-2893号)



避難施設位置図	
赤井川村 避難施設一覧	
①	赤井川村小学校
②	赤井川村小学校体育館
③	赤井川村小学校グラウンド
④	赤井川村中学校
⑤	赤井川村中学校体育館
⑥	赤井川村中学校グラウンド
⑦	赤井川村体育館
⑧	都小学校
⑨	都小学校体育館
⑩	都小学校グラウンド
⑪	健康支援センター
⑫	都住民センター
⑬	山村活性化支援センター
⑭	旧落合小学校グラウンド
⑮	道の駅あかがわ

●は屋外避難場所

赤井川村役場

北海道地図株式会社札幌支店
電話 (011) 818-1400

資料 6 - 4 浸水想定区域等における警戒避難体制

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. 警戒避難体制

No.	浸水想定区域			情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
	水系名	河川名	地区			
1	余市川	余市川	都地区	総務課	広報車・電話・防災行政無線	赤井川村体育館
2			曲川地区			赤井川村体育館
3			落合地区			山村活性化支援センター
4	余市川	赤井川	都地区			赤井川村体育館
5			旭丘地区			赤井川中学校
6			富田地区			赤井川中学校
7			赤井川地区			赤井川小学校
8			日ノ出地区			健康支援センター

(備考) ・避難路、避難経路等については、洪水ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。

・その他、消防団も情報伝達を担当する。

2. 要配慮者利用施設等

浸水想定区域		施設					避難先	情報伝達担当	情報伝達手段
地区	水系名 河川名	区分	名称	所在地	電話 (FAX)	情報受理担当			
都	余市川 余市川	学校	都小学校	字都 113	0135-34-6121 (0135-35-3326)	学校長	赤井川体育館	教育委員会	電話・FAX

資料 6-5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. 土砂災害警戒区域等共通事項

項 目	内 容
土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	本編「第 3 章 第 13 節 土砂災害予防計画」、「第 4 章 第 1 節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」、「第 4 章 第 2 節 災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	土砂災害ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	本編「第 3 章 第 2 節 防災訓練計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設なし（土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号に規定する施設）。
救助に関する事項	本編「第 4 章 第 10 節 救助救出計画」による。
警戒避難体制に関する事項	本資料「2. 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

2. 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

No.	土砂災害警戒区域							情報伝達 担 当	情報伝達手段	避難先
	所在地	区域の名称	区域番号	発生原因となる 自然現象の種類	警戒 区域	特別 警戒 区域	公示日			
1	字池田	上池田川左沢川	II-11-0730	土石流	○	—	H28. 12. 16	総務課	広報車・電話・ 防災行政無線	赤井川小学校
2	字常盤	常盤 2 の沢川	I-11-0790	土石流	○	—	H28. 12. 16			山村活性化支援センター
3	字常盤	常盤 3 の沢川	I-11-0800	土石流	○	○	H28. 12. 16			山村活性化支援センター
4	字常盤	朝里沢川左沢川	II-11-0810	土石流	○	○	H28. 12. 16			山村活性化支援センター
5	字常盤	盤の沢川	II-11-0820	土石流	○	—	H28. 12. 16			山村活性化支援センター
6	字落合	落合の沢川	II-11-0770	土石流	○	○	H28. 12. 16			山村活性化支援センター
7	字常盤	赤井川常盤	I-1-271-808	急傾斜地の崩壊	○	○	H28. 12. 16			山村活性化支援センター

資料 6 - 6 医療機関

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. 村内医療機関

名称	所在地	診療科目	連絡先
赤井川診療所	字赤井川 83-17	内科、外科、小児科、 整形外科（月 1 回）	0135-34-6802

2. 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
後志	小樽市立病院	小樽市若松 1 丁目 1-1 号	0134-25-1211
	J A 北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北 4 条東 1 丁目	0136-22-1141

3. 緊急告知医療機関（後志総合振興局管内 二次医療圏：後志）

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
小樽市	社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院	小樽市住/江 1 丁目 6-15	0134-23-6234
	医療法人社団島田脳神経外科	小樽市錦町 1-2	0134-22-4310
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会小樽病院	小樽市築港 10-1	0134-25-4321
	医療法人ひまわり会小樽病院	小樽市銭函 3 丁目 298	0134-62-5851
	小樽掖済会病院	小樽市色内 1 丁目 10-17	0134-24-0325
	小樽市立病院	小樽市若松 1 丁目 1-1	0134-25-1211
	医療法人社団北匠会小樽中央病院	小樽市入船 2 丁目 2-18	0134-21-2222
寿都町	寿都町立寿都診療所	寿都郡寿都町字渡島町 72-2	0136-62-2411
黒松内町	黒松内町国民健康保険病院	寿都郡黒松内町字黒松内 586-1	0136-72-3301
倶知安町	JA 北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北 4 条東 1 丁目 2	0136-22-1141
岩内町	社会福祉法人北海道社会事業協会 岩内病院	岩内郡岩内町字高台 209-2	0135-62-1021
余市町	社会福祉法人北海道社会事業協会 余市病院	余市郡余市町黒川町 85-2	0135-23-3126

4. 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区 北11条西13丁目1-1	2
第2種	後志	後志	小樽市立病院	小樽市若松1丁目1-1	2
			J A北海道厚生連 倶知安厚生病院	倶知安町北4条 東1丁目2	2

(備考) 指定の考え方

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。
2. 感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

5. 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター	札幌市西区二十四軒1丁目1-20	011-613-6121

資料6-7 救援物資集積拠点

(令和4年3月1日現在)

施設名	施設管理者	所在地	連絡先	備考
赤井川村体育館	教育委員会	字赤井川 71-2	0135-34-6949	
都小学校体育館	教育委員会	字都 113	0135-34-6121	

資料 6-8 水道施設・給水資機材・炊き出し施設・発電機必要台数

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. 水道施設一覧

施設名称	最大給水量 (m ³ /日)	給水人口 (計画給水人口)	管理者
赤井川地区簡易水道 (日の出沢川)	282	693 (707)	建設課水道係
都地区簡易水道 (賀老の沢川)	63	216 (300)	〃
常盤地区簡易水道 (朝里沢川)、井戸	920	96 (300)	〃
池田地区飲料水供給施設 (無名川)	15.0	43 (95)	〃
常盤地区専用水道 (山一沢川)	87.8	49 (95)	〃
曲川地区簡易給水施設 (井戸)	11.5	33 (49)	〃
落合地区簡易給水施設 (井戸)	11.5	13 (49)	〃

2. 給水資機材取扱機関等

会社名	所在地	電話番号
株式会社 関組	余市郡余市町沢町 5 丁目 53	0135-22-4782
株式会社 三央設備	小樽市オタモイ 3 丁目 2-5	0134-32-2250

3. 炊き出し施設一覧

施設名	所在地	電話番号	備考
赤井川小学校	字赤井川 72	0135-34-6860	調理器具別途必要
赤井川中学校	字赤井川 67	0135-34-6861	調理器具別途必要
都小学校	字都 113	0135-34-6121	調理器具別途必要
健康支援センター (高齢者・女性等活動支援センター)	字赤井川 318-1	0135-35-2050	
生活改善センター	字赤井川 277-3	0135-34-6124	
都住民センター	字都 127-15	0135-34-6440	
山村活性化支援センター	字常盤 443-1	0135-34-6669	

(注) 詳細は「資料 1-6-3 避難施設」参照

4. 発電機必要台数

施設名	種別	必要台数	必要発電機能力
赤井川村役場	対策本部	1	75kw、2.7kw (保有)
北後志消防組合赤井川支署	救急施設	1	50kw
赤井川診療所	救急施設	1	30kw
水道施設 (浄水場ポンプ室)	水道施設	3	35kw×2 台、45kw (保有)
下水道施設 (移動用)	下水道施設	1	35kw
その他	避難施設	—	避難施設については必要に応じ準備する

資料 6-9 廃棄物処理施設等

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

1. じん芥処理施設

施設名	所在地	処理能力	連絡先	
赤井川村 一般廃棄物最終処分場	字都 139-1	17,200m ³ (H21 末残容量 12,500m ³)	保健福祉課 35-2050	施設 34-6412
北しりべし広域 クリーンセンター	小樽市桃内 2丁目 111-2	ごみ焼却施設 焼却炉 197 t/日 灰溶融炉 15 t/日 リサイクルプラザ 不燃ごみ・粗大ごみ 系統 36t/5h 資源ごみ系統 37.8t/5h	保健福祉課 35-2050	施設 0134-28-3753 (事務局)

2. 下水処理施設

施設名	所在地	処理能力	連絡先	
あかいがわ アクアクリーンセンター	赤井川村 字旭丘 1 番地	320m ³ /日 (計画処理水量)	建設課 34-6211	施設 34-6291

資料 6-10 火葬施設

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

火葬場名	所在地	連絡先	
赤井川村火葬場	字赤井川 217-2	保健福祉課 35-2050	施設 34-6802

第7 復旧復興対策

資料7-1 事業別国庫負担等一覧

(令和4年3月1日現在)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川	国道 村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国道	治水上施行する砂防施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設 (防波堤を含む。)	道施行1か所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国道 村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 村	水域施設(航路、泊地、船だまり)、外郭施設(防波堤、水門、堤防)、係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1か所 500万円以上 管理組合施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	漁港	国道 村	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	下水道	道 村	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1か所 120万円以上 村施行1か所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園(カントリーパーク)の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国道 村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。)	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率	
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道 村 土地改良区等	農地	1か所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10 (高率該当分)	
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)	
	林業用施設	道 村 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)	
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10(通常) 10/10 (高率該当分)	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10	
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費(当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のものの合算額)が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			事業実施地区	北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所 おおむね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき。 ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき。	
公営住宅法	公営住宅	道 村	公営住宅	毎年国から示される。	9/20～1/2	
生活保護法	保護施設	村 社会福祉法人 日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2	
老人福祉法	老人福祉施設	村 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2又は1/3	

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	村 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	村 社会福祉法人等	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃
	障害者支援施設	村 社会福祉法人等	障害者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃
児童福祉法	児童福祉施設	道 村 社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人 等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
		村 社会福祉法人 医療法人 NPO法人 営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		村 社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	村 道 社会福祉法人 日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	〃
	児童厚生施設	村 社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	村	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業	〃	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	1/2

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
上水道施設 災害復旧費 及び簡易水 道施設災害 復旧費補助 金交付要綱	水道施設災 害復旧事業	村 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧す る事業(原形に復旧することが 著しく困難な場合において は、当該施設の従前の効用を復 旧するための施設を設置する 事業を含む。) ○応急的に施設を設置する事業 (応急的に共同給水装置を設置 する事業を含む。)	○上水道事業又は水道用水 供給事業 本復旧費1,000千円を超え かつ現在給水人口×130円 を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費500千円を超えか つ現在給水人口×110円を 超えるもの	1/2~8/10
公立学校施 設災害復旧 費国庫負担 法	公立学校 施設災害 復旧事業	道 村	公立の幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校、特別 支援学校、大学及び高等専門学 校の施設(建物、建物以外の工 作物、土地、設備)	施設整備 道 80万円以上 村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 村 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校 建物其他災 害復旧費補 助金交付要 綱	公立学校施 設災害復旧 事業	〃	教員住宅、特定学校借上施設及 び校舎の新築復旧に伴う応急仮 設校舎等	施設整備 道 80万円以上 村 40万円以上	〃
都市災害復 旧事業国庫 補助に關す る基本方針	街路	道 村	都市計画法第18条、第19条又は第22 条の規定により決定された施設道 路及び土地区画整理事業により築 造された道路(道路の附属物のう ち、道路上のさく及び駒止を含む) で道路法第18条第2項の規定による 道路の供用の開始の告示がなされ ていないもの	道 120万円以上 村 60万円以上	1/2
	都市排水施 設等	〃	都市計画区域内にある都市排水 施設で排水路、排水機、樋門及 びその付属施設、都市計画区域 内にある地方公共団体の維持管 理に属する公園(自然公園を除 く。)、広場、緑地、運動場、墓 園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排 除	村	一つの市町村の区域内の市街地 において災害により発生した土 砂等の流入、崩壊等により堆積 した土砂の総量が3万m ³ 以上で あるもの、又は2千m ³ 以上の一団 をなす堆積土砂又は20m以内の 間隔で連続する堆積土砂で、そ の量2千m ³ 以上であるもので、基 本方針に定める条件に該当する 堆積土砂を排除する事業	村 60万円以上	〃
廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律	災害等廃棄 物処理	村(一部事務組 合、広域連合を 含む。)	災害その他の事由のために実施し た生活環境の保全上、特に必要とさ れる廃棄物の収集、運搬及び処分 に係る事業並びに災害に伴って便槽 に流入した汚水の収集、運搬及び処 分に係る事業等	村 40万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

資料 7-2 応急金融の概要

(令和 4 年 3 月 1 日現在)

融資の名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度 (円)	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
生活福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合: 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内					

融資 の 名称	内容・資格・条件等						
	資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	不動産担保型 生活資金		低所得の高齢者 世帯に対し、一定 の居住用不動産 を担保に生活費 を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は 長期プライ ムレートの いずれか低 い利率
	要保護世帯 向け不動産 担保型 生活資金		要保護の高齢者 に対し、一定の不 動産を担保に生 活費を貸付	(土地と建物の評価 額の7割) 月額生活扶助額の 1.5倍以内			
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							
生 活 福 祉 資 金	〈福祉資金福祉費別表〉						
	使用目的		呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費		生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人 が設定できな い場合： 1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその 期間中の生計を維持するために 必要な経費		技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住 宅の譲り受けに必要な経費		住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費		福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な 経費		障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金 保険料の追納に必要な経費		中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経 費及びその療養期間中の生計を 維持するために必要な経費		療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等 を受けるのに必要な経費及びそ の期間中の生計を維持するため に必要な経費		介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に 必要となる経費		災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費		冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設 置に必要な経費		移転設備経費	500,000円	3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要 な経費		支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な 経費		その他の経費	500,000円	3年以内			

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	事業 開始 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	事業（例えば洋裁、 軽飲食、文具販売、 菓子小売業等、母 子・父子福祉団体 においては政令で定 める事業）を開始す るのに必要な設備 費、什器、機械等の 購入資金	3,030,000 団体 4,560,000		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	事業 継続 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉 団体 寡婦	現在営んでいる事 業（母子・父子福祉 団体については政 令で定める事業）を 継続するために必要 な商品、材料等を 購入する運転資金	1,520,000 団体 1,520,000		6か月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	修学 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 短大、専修大学 (専門課程) 大学院 専修学校 (一般課程)	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 (1、2、3年) 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校(4、5年) 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131,000 専修学校(専門課程) 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校(一般課程) 51,000	修学期 間中	当該学 校卒業 後6か月	20年 以内 専修 学校 (一般課程) は5年以内	※親に貸し付ける場合、 児童を連帯借受人とする。 無利子 児童に貸し付ける場合、 親等を連帯保証人とする。

融資 の 名称	内容・資格・条件等								
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率	
母子 父子 寡婦 福祉 資金	技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、 又は会社等に就職 するために必要な 知識、技能を習得す るために必要な資 金(例 洋裁、タイ プ、栄養士等)	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、技 能を習 得する 期間中5 年を超 えない 範囲内	知識技 能習得 後1年	20年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	
	修業 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し、又は 就職するために必 要な知識、技能を習 得するために必要 な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注：修業施設で知識、技能 習得中の児童が18歳に 達したことにより児童 扶養手当等の給付を受 けることができなく なった場合、上記額に 児童扶養手当額を加算	知識、技 能を習 得する 期間中5 年を超 えない 範囲内	知識技 能習得 後1年	6年 以内	修学 資金と 同様	
	就職 支度 資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない 児童 寡婦	就職するために直 接必要な衣服、履物 及び通勤用自動車 等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年 以内	親に係る 貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る 貸付の場合 修学資金 と同じ	
	医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童(介護 の場合は児童 を除く。) 父子家庭の父 又は児童(介護 の場合は児童 を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該 利用を受ける期間 が1年以内の場合に 限る。)を受けるた めに必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	
	住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全 し、改築し、増築し、 建築し、又は購入す るのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)			6か月	6年 以内 (特別は 7年 以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資 の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子 父子 寡婦 福祉 資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため 住宅の賃借に際し必要 な資金	260,000		6か月	3年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得して いる間の生活補給資金	月額 141,000	知識技能を習得する 期間中5 年以内	知識技能習得 後6か月	20年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を 受けている間の生活 補給資金	月額 105,000	医療又は介護を 受けている 期間中1 年以内	医療又は介護 終了後 6か月	5年 以内	
			母子家庭又は父子家 庭になって間もない (7年未満)者の生活 を安定・継続する間に 必要な生活補給資金	月額 105,000 一括 1,250,000	240万円 を限度	貸付期 間満了 後6か 月	8年 以内	
			失業中の生活を安 定・継続するのに必要 な生活補給資金	月額 105,000	離職し た日の 翌日か ら1年 以内		5年 以内	
	就学 支度 資金	母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のいない児 童 寡婦が扶養する 子	就学、修業するた めに必要 な被服等 の購入に 必要な 資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高校等 公立(自宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 私立(自宅)580,000 (自宅外)590,000 修業施設 ※中学校卒業 者 (自宅)150,000 (自宅外)160,000 ※高等学校卒業 者 (自宅)272,000 (自宅外)2820,00		6か月	20年 以内 修業 5年 以内	修学資 金と同 様
	結婚 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父 子家庭の父が扶養す る児童、寡婦が扶養す る20歳以上の子の婚 姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資 の 名称	内容・資格・条件等				
災害 援 護 資 金 貸 付 金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 3,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方					
	年収		400万円未満	400万円以上		
	総返済負担率基準		30%以下	35%以下		
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
	区分		建設	新築住宅購入	リ・ノ・ス(中古)住宅購入	補修
	融資 対 策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
	融資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円
特例加算額		建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内				
融 資 金 利	建設・購入の場合		基本融資額 年0.45%	特例加算額 年1.35%		
	補修の場合		年0.45%			
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認 (R2.9.1.現在)					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティ ネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.16%（R3.9.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の 事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期間	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 ② 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期間	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.16~0.20% (R3.8.19 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.16~0.20% (R3.8.19 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.20%（R3.8.19現在） ※貸付区分等により異なる。
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.20%（R3.8.19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.20%（R3.8.19現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.20%（R3.8.19現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.16～0.30%（R2.9.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで、災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あつせん額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあつせんすることができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付 【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% [変動金利] 年1.0% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
	信用保証	全て北海道信用保証協会の保証付き

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等					
勤労者福祉 資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方	
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸付法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内	
	融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）	
	融資利率	年1.60%	年0.60%			
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要			

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

内容・資格・条件等																			
目的	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</p>																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯の①に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯の②に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯の③に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯の④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯の①に該当)	解体 (支給対象世帯の②に該当)	長期避難 (支給対象世帯の③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯の④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯の①に該当)	解体 (支給対象世帯の②に該当)	長期避難 (支給対象世帯の③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯の④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

第8 関係様式

資料8-1 自衛隊の災害派遣要請

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

赤井川村 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域 (区域図を添付のこと。)

(2) 活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所 (場所図を添付のこと。)

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 :

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと。

資料 8 - 2 自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第 号
年 月 日

北 海 道 知 事 様

赤井川村 長 印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下の災害発生(人命救助等)に伴う支援部隊は、
所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年 月 日 時 分

資料 8-3 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

赤井川村

被害別	世帯構成員別											計	小学生	中学生	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯					
全壊（焼）															
流失															
半壊（焼）															
床上（下）浸水															

資料 8-4 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

赤井川村

品目	単価	世帯												計				備考
		人世帯				人世帯				人世帯				数量	世帯数	所要数	金額	
		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額					
計																		

- 注) 1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

資料 8-5 物資受払簿

物 資 受 払 簿

品 目		赤 井 川 村			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道 調 達 分				
	村 調 達 分				

注) 1 「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること。

2 「最終行」欄は、道からの受入分及び村調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

資料 8-6 物資給与及び受領簿

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

住宅被害	1 全壊（焼）	2 流失	世 帯 構成員数
	3 半壊（焼）	4 床上浸水	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所
世帯主 氏 名 印

給与年月日	品 名	数量	備 考	給与年月日	品 名	数量	備 考

資料 8 - 7 災害救助法関連様式

1. 救助の種目別物資受払状況
2. 避難所設置及び受入状況
3. 応急仮設住宅台帳
4. 炊き出し給与状況
5. 飲料水の供給簿
6. 物資の給与状況
7. 救護班活動状況
8. 病院診療所医療実施状況
9. 助産台帳
10. 被災者救出状況記録簿
11. 住宅応急修理記録簿
12. 学用品の給与状況
13. 埋葬台帳
14. 死体処理台帳
15. 障害物除去の状況
16. 輸送記録簿

1. 救助の種目別物資受払状況

救助の種目別物資受払状況

救助種目別	
-------	--

赤井川村

年月日	品目	単位	摘要	受	払	残	備考
計							
道調達分							
村調達分							

- 注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において、道からの受入分及び村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

2. 避難所設置及び受入状況

避難所設置及び受入状況

赤井川村

避難所の名称	種別	開設期間 月 日から 月 日まで	実人員 (人)	延人員 (人)	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
計	既存建物							
	野外仮設							
	天幕							

- 注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を受け入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

3. 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

赤 井 川 村

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工日	竣工日	入居日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

4. 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

赤 井 川 村

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支 出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注) 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

5. 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

赤 井 川 村

供 給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費		
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注) 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

6. 物資の給与状況

物資の給与状況

年 月 日 時現在

赤井川村

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与月日	物資給与の品目				実支 出額	備考
				布団	毛布	〇〇			
		人	月 日					円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

㊞

- 注) 1 「住家被害程度区分」に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上（下）浸水の別を記入すること。
2 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

7. 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班：

班長：医師 氏名

印

月 日	市町村名	患者数	措 置 の 概 要	死 検 案 体 数	修 繕 費	備 考
	赤井川村	人		人	円	
計						

注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

8. 病院診療所医療実施状況

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

赤 井 川 村

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
計 機 関	人								

注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

10. 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

赤井川村

年月日	救出人員	救出用機械器具							実支出額	備考	
		名称	借上費			修繕費					燃料費
			数量	所有者 (管理者) 名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
	人			円		円		円	円		
計											

- 注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

11. 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

赤井川村

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
計				
世帯				

12. 学用品の給与状況

学用品の給与状況

赤井川村

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
											円	
計	小学校	/	人	/								
	中学校	/	人	/								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

13. 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

赤 井 川 村

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との 関係	氏名	棺（付 属品を 含む。）	埋葬又 は火葬 料	骨つぼ	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- 注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

14. 死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

赤 井 川 村

死 亡 年 月 日	遺 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

15. 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

赤 井 川 村

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			円		
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注) 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

16. 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

赤 井 川 村

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等			修				繕		燃料費	実支 出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障 の 概要				
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名							
					円					円		円		
計														

- 注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

沿革 昭和39年 8月 1日 策 定
昭和62年12月22日 修 正
平成23年 8月 3日 修 正
平成28年 3月11日 修 正
平成30年 8月31日 修 正
令和4年 3月31日 修 正

赤井川村地域防災計画

【資料編】

令和 4年 3月

赤井川村防災会議・赤井川村

編集・発行 赤井川村 総務課企画地域振興係
〒046-0592
余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2
TEL 0135-34-6211
FAX 0135-34-6644